「障害者手帳に基づく福祉サービスに関するモデル調査」 報告書

社団法人日本精神保健福祉士協会 神奈川県精神保健福祉士協会

2010年3月

| はじめに | | | ••••• | 3 |
|-------|------|-------|-------------------------|-----|
| 「障害者手 | 帳に基 | づく福祉 | 止サービスに関するモデル調査」報告 | |
| 1 | 調査の | 目的 | | ••4 |
| 2 | 方法 | | | ••4 |
| 3 | 結果 | | | ••4 |
| | Ì | 資料1 | モデル調査票 | 5 |
| 4 | 考察 | | | 9 |
| | Ì | 資料2 | 神奈川県の人口と世帯 | 11 |
| | } | 資料3 | 神奈川県における精神障害者保健福祉手帳所持者数 | 13 |
| | } | 資料 4 | 市町村が独自に実施しているサービス一覧 | 14 |
| 障害者手帕 | 長で受け | られる | サービス一覧 | |
| 1 | 全国一 | 律に実 | 施されているサービス | 18 |
| 2 | 神奈川 | 県が独 | 自に実施しているサービス | 21 |
| 3 | 民間企 | 業が実 | 施しているサービス | 23 |
| 4 | 市町村 | が独自 | に実施しているサービス | |
| | 1 | . 交通 | ・移動に関するもの | 29 |
| | 2 | 2. 住ま | いに関するもの | 37 |
| | 3 | 3. 助成 | 金に関するもの | 43 |
| | 4 | l. その | 他の市町村独自サービス | 53 |
| おわりに | | | | 57 |

はじめに

2005 (平成 17) 年の障害者自立支援法成立 に伴う精神保健福祉法の改正により、2006 (平成 18) 年 10 月から精神障害者保健福祉手帳に も本人であることを証するために写真を貼付す ることになった。厚生労働省は、写真貼付がな いことで本人確認が難しいため、公共機関の割 引などが得られにくいことを改正の趣旨として いた。

従来、身体障害者手帳、療育手帳により得られる割引や助成制度と精神障害者保健福祉手帳により得られる割引や助成制度との間に格差があり、精神障害者にとっては、同じ障害者でありながら公平性に欠けるものであった。格差を生み出した一つの理由が、写真貼付であった。写真貼付を機に、精神障害者保健福祉手帳でも他の2つの手帳と同等の割引や助成制度が受けられ、精神障害のある人の生活の充実がより図られることが求められる。

そこで、本協会では、障害者手帳による割引 や助成制度に障害種別間でどのような差異があ るのか、また、地域間でどのような差異がある のか、その実態を明らかにし、障害種別間での 格差を埋め、精神障害者保健福祉手帳制度に基 づく福祉サービスの拡充に向けた基礎的な資料 を作ることとした。

まず、同一県内においてどの程度の差異があるか、大都市もあり、田園地帯も残る神奈川県をモデル県とし、調査を実施することとした。市町村が実施している割引や助成制度を中心に、民間企業等で行っている割引やサービスについても可能な範囲で調査することとした。また、調査で得られた情報は、神奈川県内で精神障害のある人の支援に携わる精神保健福祉士及び、関係者にも今後の神奈川県内での精神障害者保健福祉手帳制度に基づく福祉サービス拡充に向け役立てていただけるよう、各市町村独自のサービスなど、多岐にわたり回答をいただくことにした。

今回、神奈川県内全ての市町村よりご協力を いただき、回答を得ることができたことにより、 貴重な資料を作成することができた。改めて感 謝申しあげたい。

社団法人日本精神保健福祉士協会神奈川県精神保健福祉士協会

「障害者手帳に基づく福祉サービスに関するモデル調査」報告

1 調査の目的

障害者手帳を持つことによって受けられるサービスは、税金の控除や生活保護の障害者加算、交通機関の割引、その他地方自治体や民間企業が独自に行っているサービスがあるが、その全体を把握することはなかなか難しい。さらに、障害の種類によって受けられるサービスに差がある。特に精神障害者は、JRの運賃割引を受けられないことを始め、他障害に比べて受けられるサービスが少ないと言われているが、全体は把握されていない。

そこで今回、神奈川県精神保健福祉士協会と協力し、モデル調査として神奈川県の全市町村を対象にアンケートを行い、障害者手帳を持つことによって受けられる障害ごとのサービスの実態を調査した。それによって、障害者手帳サービスの全容を把握し、障害の種類によるサービスの差や市町村による格差などを明らかにしようとした。今後の精神障害者保健福祉手帳(以下精神保健福祉手帳と記す)制度に基づく福祉サービス拡充に向けた基礎的なデータとなる。

また、調査結果から、福祉サービスの現場に おいて活用できる「障害者手帳を持つことによ って受けられるサービスの一覧表」の作成を試 みている。神奈川県内での精神障害者に対する 福祉サービスの拡充に向けた基本的な情報とし て活用する。

2 方法

2009年12月上旬、神奈川県内の33の市町

村へアンケート用紙を送付し、12月25日まで に郵送によって回収した。

調査項目は、手帳を持つことによって受けられるサービスを、サービスの種類(公共交通機関、民間交通機関、公営住宅、公共施設、助成金等、その他のサービス)に分け、さらに障害者手帳の種類(精神保健福祉手帳、療育手帳、身体障害者手帳)に分けて記入してもらった。サービス内容は、対象となる障害者手帳の等級、割引率や上限、サービスを受けられる条件など、できるだけ具体的に記載していただいた。そのほかに、サービスに関する情報公開の範囲と方法、手帳所持者数などについても調査した。

3 結果

神奈川県内の33のすべての市町村から回答を得ることができた。回答の記載方法の違いがある場合には、サービス一覧表を送付して、できる範囲で記載を訂正していただいた。

サービスの実施状況は下記のとおりである。

1. 公共交通機関・移動に関するサービス

JR をはじめとする民営の鉄道会社については、身体障害と知的障害には運賃が半額になるサービスがある (P23)。神奈川県では、民間バス会社についても鉄道と同様のサービスが受けられる (P23)。タクシー会社については、各都道府県のタクシー協会や個人タクシー協同組合が1割引きサービスを実施している。これらの共通サービスは、一部のタクシー会社のサービスを除いて身体障害と知的障害が対象となっている (P24)。

資料 1

障害者手帳に基づく福祉サービス関するモデル調査票

I. 障害者手帳のサービスの情報公開について

サービスの情報公開の方法、範囲等についてお答えください。

| | | 回答方法 | 精神保健福祉手帳 | 療育手帳 | 身体障害者手帳 |
|---|---------------------|-------------|-----------|-----------|---------|
| 1 | サービス一覧表の有無 | 有 (○) 無 (×) | | | |
| 2 | 掲載内容の範囲 | 選択 | 国・県・市町村 | 国・県・市町村 | 国・県・市町村 |
| 3 | 掲載の方法 | 選択 | 書面・WEB | 書面・WEB | 書面・WEB |
| 4 | 提供頻度(書面「有」 のみ回答) | 選択 | 発行時に常に提供・ | 要求に応じて提供・ | 提供していない |

Ⅱ. 公共交通機関について

| 回答方法 | 具体的な内容を記入。 | | |
|-------|--|--|--|
| 回答方法例 | [対象]○級以上 [賃料]無料、○割り引き [その他]乗車券の配布(○円分を○回分)など | | |

【市町村独自のもの】 市町村独自で取り組む「公共交通機関の手帳サービス」について、具体的内容をお答えください。

| | | 精神保健福祉手帳 | 療育手帳 | 身体障害者手帳 |
|---|---------|----------|------|---------|
| 5 | 電車 | | | |
| 6 | バス | | | |
| 7 | タクシー | | | |
| 8 | その他交通機関 | | | |

【民間企業が実施するもの】民間企業が取り組む「公共交通機関の手帳サービス」について、分かる範囲で具体的にお答えください。

| | | 精神保健福祉手帳 | 療育手帳 | 身体障害者手帳 |
|----|---------|----------|------|---------|
| 9 | 電車 | | | |
| 10 | バス | | | |
| 11 | タクシー | | | |
| 12 | その他交通機関 | | | |

Ⅲ. 公営住宅(市町村営住宅)

| 回答方法 | 具体的内容を記入。 | | | |
|------|-----------|----------|------------------|----|
| 回答例 | [対象]○級以上 | [家賃等]○割引 | [抽選] 当選率・抽選回数の増加 | など |

市町村営の公共住宅の手帳サービスについて具体的にお答えください。

| | 精神保健福祉手帳 | 療育手帳 | 身体障害者手帳 |
|----|----------|------|---------|
| 13 | | | |

Ⅳ. 公共施設

| 回答方法 | 「有」の場合は「○」のみを記入、「無」の場合は理由を記入。 |
|------|-------------------------------------|
| 回答例 | 「無」の場合 ⇒ 公共施設がない。 施設の減免をする予定はない。 など |

公共施設の手帳サービス(減免、優先利用等)について「有無」をお答えください。

| | 精神保健福祉手帳 | 療育手帳 | 身体障害者手帳 |
|----|----------|------|---------|
| 14 | | | |

V. 有料道路

| 回答方法 | 具体的内容を記入。 | ない場合は「無」を記入。 | |
|------|-----------|--------------|---------------|
| 回答例 | 【対象】○級以上 | 【料金】無料、○割引 | 【その他】割引券の配布など |

有料道路の手帳サービス(他都道府県・他市町の有料道路でのサービスも含む)をお答えください。

| | 精神保健福祉手帳 | 療育手帳 | 身体障害者手帳 |
|----|----------|------|---------|
| 15 | | | |

VI. 助成金等

| 回答方法 | 具体的内容を記入。な | ない場合は「無」を記入。 | | | |
|------|------------|--------------|---------|------------|----|
| 回答例 | 【対象】○級以上 | 【内容】医療費の助成 | (上限〇円)、 | 障害者手当て(〇円) | など |

市町村独自の手帳の所持を条件とする助成金についてお答えください。

| | | 精神保健福祉手帳 | 療育手帳 | 身体障害者手帳 |
|----|-------------------|----------|------|---------|
| 16 | 重度障害者医療費助成 | | | |
| 17 | タクシー券の交付 | | | |
| 18 | ガソリン券の交付 | | | |
| 19 | 自立支援医療費助成 | | | |
| 20 | 手帳診断書料金助成 | | | |
| 21 | 福祉手当(在宅) | | | |
| 22 | 福祉手当(入院・入所) | | | |
| 23 | 就職支度金の給付 | | | |
| 24 | 通院交通費助成 | | | |
| 25 | 通所(施設等)交通費助成 | | | |
| 26 | その他 (サービス内容を自由記述) | | | |

Ⅷ. その他のサービス

| 回答方法 | 具体的内容を記入。ない場合は「無」を記入。 |
|------|-----------------------|
| 回答例 | 研修会、講座の参加費無料 など |

市町村独自の上記以外の手帳サービスについてお答えください。

| | | 精神保健福祉手帳 | 療育手帳 | 身体障害者手帳 |
|----|----------------|----------|------|---------|
| 27 | 上記(I~W)以外のサービス | | | |

Ⅷ. 手帳の所持に関する状況

精神保健福祉手帳者数、自立支援医療受給者数についてお答えください。

| 28 | 精神保健福祉手帳の発行数 | | | |
|----|--------------------------------------|------------|----------|----|
| 29 | 自立支援医療の受給者数 | | | |
| 30 | 手帳の更新率 (%で記入) | | | |
| 31 | 自主的な申請か | 本人 (| %) 本人以外(| %) |
| 32 | 写真貼付の制度化後の新規申請数 | | | |
| 33 | 写真貼付の制度化後に追加されたサービスは? | 有(内容: 無 | |) |
| 34 | (33 で追加サービスあれば) 写真貼付がきっかけとなっているか? | はい(理由: | |) |
| | | いいえ | | |

| 貴市町村名 | | | |
|-------------|---|---|--|
| ご記入者名 | | | |
| 部署名 | | | |
| 電話番号 (内線番号) | (|) | |
| FAX番号 | | | |

ご協力ありがとうございました。

有料道路については、管理団体の提供しているサービスとして、身体障害と知的障害に限って、通行料金が半額となっている (P25)。フェリーについては、全国の多くのフェリー会社が運賃の割引サービスを行っている。こちらもやはり身体障害と知的障害のみが対象である (P24)。

また、本調査集計では、上記の一律サービス 以外に、各市町村が独自で行っているサービス を比較した(図1)。電車やバスについては、 市町村営のサービスが実施されているところが 限られているため、実施率が全体に低くなって いる。その中で特筆すべきは、他の自治体は利 用料の割引サービスにおいて、利用回数等の上 限を設けているところがほとんどの中で、横浜 市は市営地下鉄と市内運行バスも全障害に渡っ て制限がなく利用料無料となっていることであ る(P29)。

タクシーについては、9割以上の自治体で独自のサービスを行っていた (P30)。初乗り運賃程度のタクシー券を1か月につき3~7枚配布している。精神障害も対象となっている自治体は3分の2程度である。また、自家用車の使用の際、ガソリン券を配布している自治体が半

数以上あり、そのうちの半分は精神障害も対象 となっていた。タクシー券かガソリン券か、い ずれかを選択するようになっているところが多 かった(P34)。

2. 公営住宅

神奈川県営の住宅については、入居申し込みの当選率が通常よりも高くなる優遇サービスと、家賃の減額サービスがある (P22)。市町村営の住宅については、約6割の自治体で入居申し込みの当選率が高くなる優先入居や、入居条件の緩和が行われていた (図2及びP37参照)。そのうちほとんどすべての自治体で精神障害も対象となっていた。サービスのない自治体が公営住宅を持っているかどうかについては、今回の調査では不明であった。

グループホーム、ケアホームの家賃補助は、 4 自治体が行っていた。実情にあわせ、身体障 害は対象となっていないところが多かった。

その他、住まいに関するサービスとしては、 住宅改修費や保証人のいない人への支援、宿泊 施設利用料、粗大ゴミ収集料、給食などへの助 成を行っているところがあった。上下水道料金 の減免を行っているところは11自治体(精神



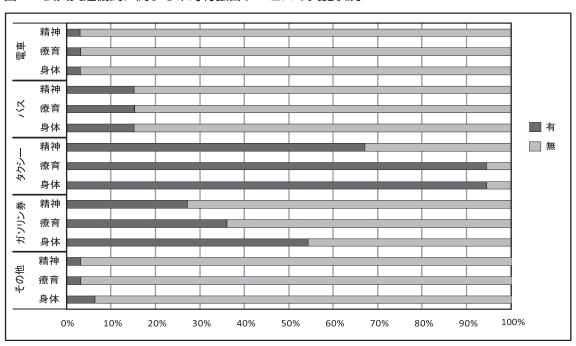


図2 市町村営住宅に関するサービスの実施状況

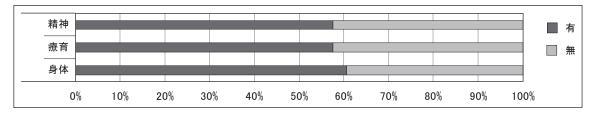
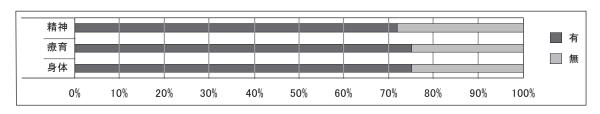


図3 公共施設に関するサービスの実施状況



障害もすべて対象) であった。

3. 公共施設

神奈川県営の公共施設では、入場料の割引を 行っているところが多い。市町村営の公共施設 (美術館や博物館、体育館や公園、入浴施設な どの文化・スポーツ施設) については、7割以 上の自治体が入場料の割引等を行っていた(図 3参照)。そのほとんどすべてが精神障害も対 象となっていた。サービスを実施していない自 治体の一部では、公共施設を有していないとこ ろも含まれている。障害の種類によるサービス の違いはほとんどなかった。

4. 助成金等

国の実施している税金等の障害者控除や生活 保護の障害者加算の他、神奈川県では「在宅重 度障害者手当」があるが、精神障害は対象となっていない(P21)。

そのほか、市町村が実施している手当について述べると、重度障害者医療費助成については、すべての市町村で実施していたが、精神障害も対象としていたのは3分の1にあたる11市町村に過ぎない(P43)。また、28の市町村でさまざまな名称の福祉手当の助成を実施されていたが、そのうち6市町村は精神障害を対象としていなかった。精神障害に限り入院援護金を支給している自治体もあった。

福祉施設等への通所交通費を全額または一部 助成する制度については、すべての市町村で実 施されていた。精神障害はすべての自治体で対 象とされていたが、逆に身体障害が対象から外 れているところが5市町村あった。ただし、こ ちらは手帳を所持しなくてもサービスを受けら れるところが少なくなかった(P50)。

5. その他のサービス

精神障害者が受けられるサービスで多かったのは、手帳診断書料の助成で4か所、続いて雇用奨励金(雇用主への助成)2か所と就労支度金1か所、運転免許取得の助成、紙おむつの支給など独自のサービスがあった。他障害よりも若干サービスが少ない傾向がみられる手帳診断書料については、知的障害は実質不要のため非対象で、障害に合わせられていることがわかる。

NHK 料金や携帯電話の料金優遇についても、 精神障害者が対象となっている。

6. 情報公開方法

33 市町村のうち、32 の市町村が、精神障害者向けのサービス一覧表を持っていると回答した。書面の一覧表は1か所を除いてすべてが持っており、ウェブサイト(WEB)で一覧を公開しているのは20 市町村であった。一覧情報の公開範囲については、市町村サービス情報では25 か所が載せていたが、県のサービス情報

は20か所、国の情報は13か所だけが載せていた。一元化された情報が入手しにくい場合もあると思われた。

情報公開については障害による違いは見られ なかった。

7. 障害による格差

交通に関するサービスは、精神障害が対象となっていない場合が多かった。JRをはじめとする鉄道、バス、フェリー、有料道路、タクシーなど、民間企業の行う交通機関の割引サービスは、一部のタクシー会社を除いて、身体障害と知的障害に限られていた。自治体で行っているタクシー券やガソリン券の配布についても、精神障害が対象になっていないところがある。

手当に関しては、神奈川県の実施する在宅重 度障害者手当は精神障害が対象になっていない 他、市町村の実施する重度障害者医療費助成、 その他の福祉手当についても精神障害が対象と なっていないところが少なくなかった。

公営住宅の優先入居や、公共施設の入場料割 引などは、障害による格差は見られなかった。 福祉施設等への通所交通費の助成については、 すべての市町村でサービスがあり、精神障害も すべて対象になっていた。逆に5市町村で身体 障害が対象となっていなかった。グループホー ムの入居料助成や手帳診断書料金の助成につい ては、身体障害や知的障害が対象となっていな い場合もあった。

8. 地域による格差

市町村独自のサービスを比較すると、受けられるサービスの量や内容に大きなばらつきがあることが分かった。

横浜市は、市営地下鉄も市内を運行するバスも全障害に渡って利用料無料になるパスを配っている。東京都の都営交通無料パスと同様であるが、財源の少ないところでは実施が難しいサービスであると思われる。

その他のサービスについては、町村よりも大きな市の方がサービスの数や割引率などが大き

い傾向は若干あるものの、大きな格差は見られ なかった。

4 考察

1. サービス提供の格差に関すること

(1) 市町村ごとによる格差

本調査では、大都市である横浜市が市営地下 鉄等の障害者手帳の所持による利用料無料サー ビスを実施している特徴はあるものの、全体と しては市町村の人口の多い市町村と少ない市町 村との間でサービス内容の格差があるとは言え なかった。

一方、市町村の人口規模に関わらず、提供されるサービス内容は、各市町村により異なる傾向が多く見られる。これは、神奈川県に在住しながらも居住する市町村により受けられるサービスが異なるという視点から、市町村ごとの格差があると言える。

また、単に市町村ごとのサービス内容の比較だけでなく、それぞれの市町村の特徴を把握した上でのサービス内容の比較もされるべきであった。都市部か山間部か、交通網の有無、医療機関や福祉施設の有無等により、必要なサービスも異なると考えられるからである。しかし、本調査ではそうした情報の把握はせず、十分な考察には至らなかった。

(2) 障害種別の格差

障害種別により提供される市町村のサービスは、全体として精神保健福祉手帳の該当が少ない傾向がある一方で、格差はあるものの、3つの手帳で一律に提供されるサービスもあった。また、座間市のバスカードの支給や真鶴町の通所交通費の助成などについては、精神保健福祉手帳のみが該当になるなどの特徴が見られる。サービス内容を詳細に見ていくと、たとえば人工透析者については、透析のための通院に必要なタクシー券やガソリン券の配布など交付目的が明確なものがある。こうした現状を踏まえる

と、同様に精神障害の場合も、継続的な通院や デイケアへの通院等の交通費等については必要 である等、障害に合わせたサービスを拡充して いくことが求められる。

交通機関に関しては、民間の割引サービスに よるところが大きく、精神保健福祉手帳が該当 しないため、顕著な格差が見受けられる。交通 移動に関する負担が軽減され、活動の選択肢が 広がることは障害者の社会参加の促進に寄与す るものである。従って現行の精神保健福祉手帳 に基づくサービスは、他障害の障害者手帳と比 較して不足していると言わざるを得ない。

2. 障害者手帳の価値とあり方について

(1)権利とサービスという視点

これまで手帳で受けられるさまざまな助成や 制度には、一律に「サービス」という表現をし てきた。しかし、その本質を考えると、障害者 の生活を保障する「権利」と、自らが選択する 「サービス」という2つの視点がある。

生活を保障する「権利」と見るのであれば、 施策として市町村ごとや障害種別による格差は あるべきものでなく、情報提供も確実に行われ ることが求められる。

一方、自らが選択する「サービス」として提供されるものであれば、必ずしも画一的に提供される必要はないとも考えられる。

ただし、障害者の生活の保障における「権利」

としての議論は、障害者自立支援法やその他さまざまな助成や制度が障害者手帳を必須としない状況からも、障害者手帳のみで検討されるべきではなく、障害者を取り巻く全体の状況から検討されるべきものと考える。

(2) 手帳制度のあり方

市町村独自のサービス、国や県によるサービス、民間によるサービスを全体的に見ると、療育手帳、身体障害者手帳と比較し、精神保健福祉手帳に基づく福祉サービスが不足している現状があり、格差の是正は必要であると考える。

しかし、本来は障害者一人ひとりに必要なサービスは障害種別を3種類に分けるような簡単なものではない。それぞれの障害者手帳の生まれる背景や歴史の違いによるところが大きいと考えられるが、障害特性に応じたサービス内容の充実を図りながらも、サービスを受けることで結果として障害の違いにかかわらず同等の生活を送れるようなものでなければならない。

また、障害者が利用する福祉サービスには「生活を補う」視点と「生活をより豊かにする」視点が必要である。障害者手帳のあり方については、単に障害種別による格差やサービスの充足を求めるだけでなく、障害者個人が本来必要とするサービスや制度を利用できるような仕組みについて、障害者自立支援法等との関係性も理解しながら、建設的に検討されるべきだと考える。

資料 2 神奈川県の人口と世帯

2010 (平成 22) 年 4 月 1 日現在

(平成17年国勢調査確定数を基準人口とした推計人口)

| (平成 17 年国勢調査確定数を 人 口 前 1 か月の人口増減 | | | | | | | | 1 世帯 | JEHI / CHI |
|--|-----------|-----------|-----------|-----------|-------|------|-------|------|-----------------|
| 市区町村 | 世帯数 | 総数 | 男 | 女 | 計 | 自然増減 | 社会増減 | 当たり | 人口密度 (1 k ㎡) |
| | 世帯 | 人 | 人 | 人 | 人 | 人 | 人 | 人 | 人 |
| 県計 | 3,841,011 | 9,008,743 | 4,533,997 | 4,474,746 | 4,437 | 689 | 3,748 | 2.35 | 3,729 |
| 市部計 | 3,724,347 | 8,705,382 | 4,385,048 | 4,320,334 | 4,711 | 747 | 3,964 | 2.34 | 4,812 |
| 郡部計 | 116,664 | 303,361 | 148,949 | 154,412 | -274 | -58 | -216 | 2.60 | 500 |
| 横浜市 | 1,582,149 | 3,672,985 | 1,841,658 | 1,831,327 | 1,599 | 243 | 1,356 | 2.32 | 8,398 |
| 鶴見区 | 123,759 | 271,224 | 141,163 | 130,061 | 791 | -7 | 798 | 2.19 | 8,162 |
| 神奈川区 | 112,139 | 231,085 | 118,220 | 112,865 | 684 | 28 | 656 | 2.06 | 9,677 |
| 西区 | 48,156 | 93,231 | 46,972 | 46,259 | 207 | 10 | 197 | 1.94 | 13,243 |
| 中区 | 76,169 | 146,120 | 77,134 | 68,986 | -443 | -27 | -416 | 1.92 | 7,005 |
| 南区 | 92,377 | 197,071 | 98,172 | 98,899 | 52 | -42 | 94 | 2.13 | 15,554 |
| 港南区 | 89,739 | 221,349 | 110,144 | 111,205 | -187 | 25 | -212 | 2.47 | 11,140 |
| 保土ヶ谷区 | 90,174 | 205,732 | 102,817 | 102,915 | -155 | -37 | -118 | 2.28 | 9,390 |
| 旭区 | 100,874 | 249,302 | 123,142 | 126,160 | 257 | -45 | 302 | 2.47 | 7,608 |
| 磯子区 | 71,578 | 163,336 | 80,690 | 82,646 | -70 | -26 | -44 | 2.28 | 8,520 |
| 金沢区 | 86,992 | 209,354 | 103,402 | 105,952 | -435 | -35 | -400 | 2.41 | 6,751 |
| 港北区 | 152,336 | 325,569 | 165,065 | 160,504 | 1 | 62 | -61 | 2.14 | 10,368 |
| 緑区 | 71,306 | 176,015 | 87,316 | 88,699 | -23 | 38 | -61 | 2.47 | 6,897 |
| 青葉区 | 120,378 | 302,824 | 149,648 | 153,176 | 181 | 120 | 61 | 2.52 | 8,618 |
| 都筑区 | 75,811 | 199,695 | 100,819 | 98,876 | 437 | 113 | 324 | 2.63 | 7,150 |
| 戸塚区 | 109,665 | 273,714 | 136,140 | 137,574 | 296 | 52 | 244 | 2.50 | 7,644 |
| 栄区 | 50,654 | 124,808 | 61,377 | 63,431 | -37 | -25 | -12 | 2.46 | 6,746 |
| 泉区 | 59,890 | 155,741 | 76,673 | 79,068 | 67 | 32 | 35 | 2.60 | 6,624 |
| 瀬谷区 | 50,152 | 126,815 | 62,764 | 64,051 | -24 | 7 | -31 | 2.53 | 7,390 |
| 川崎市 | 656,110 | 1,414,150 | 728,434 | 685,716 | 3,416 | 475 | 2,941 | 2.16 | 9,910 |
| 川崎区 | 105,577 | 216,826 | 116,703 | 100,123 | 636 | 2 | 634 | 2.05 | 5,530 |
| 幸区 | 70,114 | 153,923 | 79,195 | 74,728 | 668 | 63 | 605 | 2.20 | 15,316 |
| 中原区 | 115,124 | 230,111 | 119,883 | 110,228 | 244 | 106 | 138 | 2.00 | 15,654 |
| 高津区 | 99,821 | 215,287 | 109,572 | 105,715 | 129 | 99 | 30 | 2.16 | 13,159 |
| 宮前区 | 91,923 | 218,191 | 109,632 | 108,559 | 940 | 81 | 859 | 2.37 | 11,724 |
| 多摩区 | 102,734 | 211,634 | 110,479 | 101,155 | 413 | 85 | 328 | 2.06 | 10,329 |
| 麻生区 | 70,817 | 168,178 | 82,970 | 85,208 | 386 | 39 | 347 | 2.37 | 7,224 |
| 相模原市 | 299,634 | 712,604 | 360,076 | 352,528 | -31 | 75 | -106 | 2.38 | 2,167 |
| 緑区 | 69,241 | 174,588 | 88,598 | 85,990 | _ | - | _ | 2.52 | 688 |
| 中央区 | 111,092 | 265,077 | 135,449 | 129,628 | _ | _ | _ | 2.39 | 7,197 |
| 南区 | 119,301 | 272,939 | 136,029 | 136,910 | | | | 2,29 | 7,145 |
| 横須賀市 | 165,815 | 418,047 | 208,090 | 209,957 | -948 | -132 | -816 | 2.52 | 4,152 |
| 平塚市 | 104,963 | 259,839 | 131,737 | 128,102 | -36 | -4 | -32 | 2.48 | 3,832 |
| 鎌倉市 | 73,187 | 174,256 | 82,483 | 91,773 | 240 | -62 | 302 | 2.38 | 4,400 |
| 藤沢市 | 172,477 | 408,161 | 203,901 | 204,260 | 496 | 28 | 468 | 2.37 | 5,872 |
| 小田原市 | 78,457 | 198,429 | 97,291 | 101,138 | 39 | -5 | 44 | 2.53 | 1,739 |
| 茅ヶ崎市 | 93,933 | 234,412 | 115,758 | 118,654 | 43 | 10 | 33 | 2.50 | 6,564 |

| | | 人 | | | 前1か月 | の人口増 | 減の内訳 | 1 世帯 | 人口密 |
|--------|--------|---------|---------|---------|------|----------|----------|------|--------------|
| 市区町村 | 世帯数 | 総数 | 男 | 女 | 計 | 自然 増減 | 社会 増減 | 当たり | 度 (1 k ㎡) |
| | 世帯 | 人 | 人 | 人 | 人 | 人 | 人 | 人 | 人 |
| 逗子市 | 24,226 | 58,894 | 27,832 | 31,062 | 103 | -14 | 117 | 2.43 | 3,396 |
| 三浦市 | 18,447 | 48,415 | 23,494 | 24,921 | -60 | -19 | -41 | 2.62 | 1,500 |
| 秦野市 | 69,894 | 170,114 | 87,095 | 83,019 | -80 | -15 | -65 | 2.43 | 1,642 |
| 厚木市 | 94,534 | 225,242 | 117,603 | 107,639 | -186 | 28 | -214 | 2.38 | 2,401 |
| 大和市 | 96,901 | 225,875 | 113,855 | 112,020 | 98 | 41 | 57 | 2.33 | 8,347 |
| 伊勢原市 | 41,599 | 100,885 | 51,558 | 49,327 | -53 | 17 | -70 | 2.43 | 1,817 |
| 海老名市 | 50,418 | 127,130 | 64,524 | 62,606 | 21 | 28 | -7 | 2.52 | 4,801 |
| 座間市 | 53,894 | 129,005 | 65,689 | 63,316 | 55 | 21 | 34 | 2.39 | 7,338 |
| 南足柄市 | 15,823 | 44,172 | 21,863 | 22,309 | 6 | -1 | 7 | 2.79 | 574 |
| 綾瀬市 | 31,886 | 82,767 | 42,107 | 40,660 | -11 | 33 | -44 | 2.60 | 3,715 |
| 三浦郡葉山町 | 12,785 | 32,434 | 15,231 | 17,203 | 54 | -9 | 63 | 2.54 | 1,901 |
| 高座郡寒川町 | 18,062 | 47,697 | 24,229 | 23,468 | -41 | 4 | -45 | 2.64 | 3,554 |
| 中郡 | 23,879 | 62,409 | 30,343 | 32,066 | 3 | -18 | 21 | 2.61 | 2,374 |
| 大磯町 | 12,491 | 32,776 | 15,968 | 16,808 | 71 | -10 | 81 | 2.62 | 1,904 |
| 二宮町 | 11,388 | 29,633 | 14,375 | 15,258 | -68 | -8 | -60 | 2.60 | 3,264 |
| 足柄上郡 | 23,987 | 67,675 | 33,418 | 34,257 | -77 | -4 | -73 | 2.82 | 223 |
| 中井町 | 3,364 | 10,013 | 5,049 | 4,964 | -2 | -1 | -1 | 2.98 | 500 |
| 大井町 | 6,298 | 17,834 | 8,898 | 8,936 | -76 | -2 | -74 | 2.83 | 1,238 |
| 松田町 | 4,518 | 11,663 | 5,749 | 5,914 | -30 | -7 | -23 | 2.58 | 309 |
| 山北町 | 4,021 | 11,842 | 5,737 | 6,105 | -18 | -1 | -17 | 2.95 | 53 |
| 開成町 | 5,786 | 16,323 | 7,985 | 8,338 | 49 | 7 | 42 | 2.82 | 2,488 |
| 足柄下郡 | 20,961 | 48,152 | 22,467 | 25,685 | -126 | -25 | -101 | 2.30 | 342 |
| 箱根町 | 6,707 | 13,268 | 6,368 | 6,900 | -51 | -6 | -45 | 1.98 | 143 |
| 真鶴町 | 3,302 | 8,233 | 3,860 | 4,373 | -2 | 0 | -2 | 2.49 | 1,173 |
| 湯河原町 | 10,952 | 26,651 | 12,239 | 14,412 | -73 | -19 | -54 | 2.43 | 650 |
| 愛甲郡 | 16,990 | 44,994 | 23,261 | 21,733 | -87 | -6 | -81 | 2.65 | 426 |
| 愛川町 | 15,778 | 41,462 | 21,439 | 20,023 | -71 | -2 | -69 | 3 | 1,209 |
| 清川村 | 1,212 | 3,532 | 1,822 | 1,710 | -16 | -4 | -12 | 3 | 50 |

出典:神奈川県人口統計調査結果「神奈川県の人口と世帯」

資料 3 神奈川県における精神障害者保健福祉手帳所持者数

2010 (平成 22) 年 2 月 28 日現在

手帳等級別承認件数(人)

| | | | | 下配 十奴 (八) |
|------|-------|--------|-------|-----------|
| 市町 | 1級 | 2級 | 3級 | 合計 |
| 横浜市 | 2,206 | 9,341 | 5,757 | 17,304 |
| 川崎市 | 831 | 3,371 | 1,882 | 6,084 |
| 横須賀市 | 345 | 1,481 | 610 | 2,456 |
| 平塚市 | 233 | 739 | 289 | 1,261 |
| 鎌倉市 | 162 | 522 | 147 | 831 |
| 藤沢市 | 341 | 1,137 | 438 | 1,916 |
| 小田原市 | 90 | 348 | 159 | 597 |
| 茅ヶ崎市 | 176 | 513 | 231 | 920 |
| 逗子市 | 47 | 148 | 66 | 261 |
| 相模原 | 572 | 2,202 | 1,003 | 3,777 |
| 三浦市 | 43 | 118 | 36 | 197 |
| 秦野市 | 107 | 454 | 190 | 751 |
| 厚木市 | 191 | 533 | 215 | 939 |
| 大和市 | 112 | 475 | 231 | 868 |
| 伊勢原市 | 66 | 263 | 69 | 398 |
| 海老名市 | 80 | 332 | 133 | 545 |
| 座間市 | 55 | 382 | 276 | 713 |
| 南足柄市 | 15 | 80 | 27 | 122 |
| 綾瀬市 | 43 | 171 | 85 | 299 |
| 葉山町 | 24 | 64 | 31 | 119 |
| 寒川町 | 34 | 123 | 57 | 214 |
| 大磯町 | 22 | 64 | 27 | 113 |
| 二宮町 | 18 | 59 | 23 | 100 |
| 中井町 | 1 | 11 | 9 | 21 |
| 大井町 | 9 | 31 | 11 | 51 |
| 松田町 | 7 | 17 | 5 | 29 |
| 山北町 | 7 | 21 | 6 | 34 |
| 開成町 | 1 | 22 | 9 | 32 |
| 箱根町 | 3 | 7 | 7 | 17 |
| 真鶴町 | 7 | 15 | 5 | 27 |
| 湯河原町 | 13 | 52 | 27 | 92 |
| 愛川町 | 44 | 107 | 42 | 193 |
| 清川町 | 13 | 13 | 9 | 35 |
| 合計 | 2,881 | 10,504 | 4,523 | 17,903 |
| | | | | |

[※] 横浜市は 2009 (平成 21) 年 3 月 31 日現在

[※] 合計は横浜市と川崎市を除いた数値

| | | | | | | | 交通 | | こかん | | | | | | | | 住まいに | | |
|-----|------|----------|------|---------|----------|------|---------|----------|------|---------|----------|------|---------|----------|------|---------|----------|------|---------|
| | | | 電車 | | | バス | | | クシー | -券 | | ノリン | | | その他 | | | 営住 | |
| | | 精神保健福祉手帳 | 療育手帳 | 身体障害者手帳 |
| No. | 市町村名 | 帳 | | 帳 | · 手 | | 帳 | 帳 | | 帳 | 帳 | | | 帳 | | 帳 | 帳 | | 帳 |
| 1 | 横浜市 | 29 | 29 | 29 | 29 | 29 | 29 | | 30 | 30 | | | | | | | 37 | 37 | 37 |
| 2 | 川崎市 | | | | 29 | 29 | 29 | | 30 | 30 | | | | | | | 37 | 37 | 37 |
| 3 | 横須賀市 | | | | | | | 30 | 30 | 30 | 34 | 34 | 34 | | | | 37 | 37 | 37 |
| 4 | 鎌倉市 | | | | 29 | 29 | 29 | 31 | 31 | 31 | 34 | 34 | 34 | 37 | 37 | 37 | | | |
| 5 | 逗子市 | | | | | | | | | | | | | | | 37 | | | 37 |
| 6 | 三浦市 | | | | | | | | 31 | 31 | | | | | | | | | |
| 7 | 葉山町 | | | | | | | | 31 | 31 | | | 34 | | | | 37 | 37 | 37 |
| 8 | 相模原市 | | | | | | | 31 | 31 | 31 | 34 | 34 | 34 | | | | 37 | 37 | 37 |
| 9 | 厚木市 | | | | | | | 31 | 31 | 31 | | 35 | 35 | | | | | | |
| 10 | 大和市 | | | | | | | 31 | 31 | 31 | 35 | 35 | 35 | | | | 38 | 38 | 38 |
| 11 | 海老名市 | | | | | | | 31 | 31 | 31 | | | | | | | | | |
| 12 | 座間市 | | | | 29 | | | 32 | 32 | 32 | 35 | 35 | 35 | | | | 38 | 38 | 38 |
| 13 | 綾瀬市 | | | | 30 | 30 | 30 | 32 | 32 | 32 | 35 | 35 | 35 | | | | | | |
| 14 | 愛川町 | | | | | | | 32 | 32 | 32 | 35 | 35 | 35 | | | | 38 | 38 | 38 |
| 15 | 清川村 | | | | | | | 32 | 32 | 32 | | 35 | 35 | | | | | | |
| 16 | 平塚市 | | | | | | | 32 | 32 | 32 | | | | | | | 38 | 38 | 38 |
| 17 | 藤沢市 | | | | | | | 32 | 32 | 32 | | | | | | | 38 | 38 | 38 |
| 18 | 茅ヶ崎市 | | | | | | | | 32 | 32 | | | 35 | | | | | | |
| 19 | 秦野市 | | | | | | | | 33 | 33 | | | 36 | | | | 38 | 38 | 38 |
| 20 | 伊勢原市 | | | | | | | | 33 | 33 | | 36 | 36 | | | | 38 | 38 | 38 |
| 21 | 寒川町 | | | | | | | | 33 | 33 | | | | | | | | | |
| 22 | 大磯町 | | | | | | | 33 | 33 | 33 | | | | | | | | | |
| 23 | 二宮町 | | | | | | | 33 | 33 | 33 | | | | | | | | | |
| 24 | 南足柄市 | | | | | | | 33 | 33 | 33 | | | 36 | | | | 38 | 38 | 38 |
| 25 | 中井町 | | | | | | | 33 | 33 | 33 | 36 | 36 | 36 | | | | 38 | 38 | 38 |
| 26 | 大井町 | | | | | | | 33 | 33 | 33 | | | | | | | | | |
| 27 | 松田町 | | | | | | | 33 | 33 | 33 | | | 36 | | | | 39 | 39 | 39 |
| 28 | 山北町 | | | | | | | 33 | 33 | 33 | | | | | | | 39 | 39 | 39 |
| 29 | 開成町 | | | | | | | 33 | 33 | 33 | | | 36 | | | | | | |
| 30 | 小田原市 | | | | | | | 34 | 34 | 34 | | | | | | | 39 | 39 | 39 |
| 31 | 箱根町 | | | | | 30 | 30 | 34 | 34 | 34 | 36 | 36 | 36 | | | | 39 | 39 | 39 |
| 32 | 真鶴町 | | | | | | | | | | | | | | | | 39 | 39 | 39 |
| 33 | 湯河原町 | | | | | | | | 34 | 34 | | | | | | | | | |

| | 関するもの | | | | | 助 | | こ関す | | の | | | 市 | 町村独 | 詯 | | | | |
|----------|-------|---------|----------|------|---------|----------|------|---------|----------|------|---------|----------|------------|---------|----------|------|---------|-----|------|
| - | 包改修 | | | 下水 | | | き障害 | | _ | 祉手: | | | 听交通 | | | ービ | | | |
| 精神保健福祉手帳 | 療育手帳 | 身体障害者手帳 | 精神保健福祉手帳 | 療育手帳 | 身体障害者手帳 | 精神保健福祉手帳 | 療育手帳 | 身体障害者手帳 | 精神保健福祉手帳 | 療育手帳 | 身体障害者手帳 | 精神保健福祉手帳 | 療育手帳 | 身体障害者手帳 | 精神保健福祉手帳 | 療育手帳 | 身体障害者手帳 | No. | 市町村名 |
| 39 | 39 | 39 | | | | | 43 | 43 | 46 | | | 50 | | | | | 53 | 1 | 横浜市 |
| 39 | 39 | 39 | | | | | 43 | 43 | 46 | 46 | 46 | 50 | | | | | | 2 | 川崎市 |
| | | 39 | 41 | 41 | 41 | | 43 | 43 | 46 | 46 | 46 | 50 | 50 | 50 | 53 | 53 | 53 | 3 | 横須賀市 |
| | | 40 | | | | 43 | 43 | 43 | 46 | 46 | 46 | 50 | 50 | 50 | | | | 4 | 鎌倉市 |
| | | | | | | | 43 | 43 | 46 | 46 | 46 | 50 | 50 | 50 | 53 | 53 | 53 | 5 | 逗子市 |
| | | | 41 | 41 | 41 | | 43 | 43 | | 46 | 46 | 50 | 50 | 50 | | | | 6 | 三浦市 |
| | | | 41 | 41 | 41 | 43 | 43 | 43 | 47 | 47 | 47 | 50 | 50 | 50 | 54 | 54 | 54 | 7 | 葉山町 |
| 40 | 40 | 40 | | | | 43 | 43 | 43 | 47 | 47 | 47 | 51 | 51 | 51 | 54 | 54 | 54 | 8 | 相模原市 |
| | | | | | | 43 | 43 | 43 | 47 | 47 | 47 | 51 | 51 | 51 | | | | 9 | 厚木市 |
| | | | | | | | 44 | 44 | 47 | 47 | 47 | 51 | 51 | 51 | 54 | 54 | 54 | 10 | 大和市 |
| 40 | 40 | 40 | | | | 44 | 44 | 44 | 47 | 47 | 47 | 51 | 51 | 51 | | | 54 | 11 | 海老名市 |
| 40 | 40 | 40 | 41 | 41 | 41 | | 44 | 44 | | 47 | 47 | 51 | 51 | 51 | | | | 12 | 座間市 |
| | | | | | | | 44 | 44 | 47 | 47 | 47 | 51 | 51 | 51 | | | | 13 | 綾瀬市 |
| 40 | 40 | 40 | 42 | 42 | 42 | | 44 | 44 | 48 | 48 | 48 | 51 | 51 | 51 | 54 | | 54 | 14 | 愛川町 |
| | | | | | | | 44 | 44 | 48 | 48 | 48 | 51 | 51 | 51 | 54 | 54 | 54 | 15 | 清川村 |
| | | 40 | 42 | 42 | 42 | 44 | 44 | 44 | 48 | 48 | 48 | 51 | 51 | 51 | | | | 16 | 平塚市 |
| 40 | 40 | 40 | 42 | 42 | 42 | 44 | 44 | 44 | 48 | 48 | 48 | 52 | 52 | 52 | | | | 17 | 藤沢市 |
| | | | 42 | 42 | 42 | 44 | 44 | 44 | 48 | 48 | 48 | 52 | 52 | 52 | | | 54 | 18 | 茅ヶ崎市 |
| 40 | 40 | 40 | 42 | 42 | 42 | | 44 | 44 | 48 | 48 | 48 | 52 | 52 | 52 | 55 | 55 | 55 | 19 | 秦野市 |
| 41 | 41 | | 42 | 42 | 42 | | 44 | 44 | 49 | 49 | 49 | 52 | 52 | 52 | | | 55 | 20 | 伊勢原市 |
| 41 | 41 | | | | | 45 | 45 | 45 | 49 | 49 | 49 | 52 | 52 | 52 | | | | 21 | 寒川町 |
| | | | | | | 45 | 45 | 45 | | | | 52 | 52 | 52 | | | | 22 | 大磯町 |
| | | | | | | 45 | 45 | 45 | 49 | 49 | 49 | 52 | 52 | 52 | | | | 23 | 二宮町 |
| | | | 43 | 43 | 43 | | 45 | 45 | 49 | 49 | 49 | 52 | 52 | 52 | 55 | | 55 | 24 | 南足柄市 |
| | | | | | | | 45 | 45 | | 49 | 49 | 52 | 52 | 52 | 55 | | 55 | 25 | 中井町 |
| | | | | | | | 45 | 45 | | 49 | 49 | 52 | 52 | 52 | | | | 26 | 大井町 |
| | 41 | 41 | | | | | 45 | 45 | | | | 53 | 53 | | | | 55 | 27 | 松田町 |
| | | | | | | | 45 | 45 | | | | 53 | 53 | 53 | | | | 28 | 山北町 |
| | | | | | | | 45 | 45 | | 49 | 49 | 53 | 53 | 53 | | | 55 | 29 | 開成町 |
| | | | | | | | 45 | 45 | 49 | 49 | 49 | 53 | 53 | 53 | 55 | 55 | 55 | 30 | 小田原市 |
| | 41 | 41 | | | | | 45 | 45 | | 49 | 49 | 53 | 53 | 53 | | | 55 | 31 | 箱根町 |
| | | | | | | | 45 | 45 | | 50 | 50 | 53 | | | | | | 32 | 真鶴町 |
| | | | | | | | 45 | 45 | | | | 53 | 53 | | | | | 33 | 湯河原町 |

障害者手帳で受けられるサービス一覧

| 1 | 全国 | 一律に実施されているサービス | |
|---|----|--|----|
| | 1. | 所得税・住民税・相続税の障害者控除 | 18 |
| | 2. | 自動車税・自動車取得税・軽自動車税の減免 | 19 |
| | 3. | 個人事業税の非課税・減免 | 20 |
| | 4. | 生活保護の障害者加算 | 21 |
| | | | |
| 2 | 神奈 | 川県が独自に実施しているサービス | |
| | 1. | 神奈川県在宅重度障害者等手当 | 21 |
| | 2. | 重度障害者住宅改修費助成 | 22 |
| | 3. | 県営住宅の優遇入居 | 22 |
| | 4. | 県営住宅家賃の減額 | 22 |
| | 5. | 県営施設(文化・スポーツ等)使用料の減免 | 23 |
| | | | |
| 3 | 民間 |]企業が実施しているサービス | |
| | | 電車 (JR・私鉄) | |
| | | バス | |
| | | タクシー・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ | |
| | | フェリー・・・・・・ | |
| | 5. | 航空 | |
| | 6. | 1717-24 | |
| | | 携帯電話の料金優遇 | |
| | 8. | NHK 料金の優遇 ····· | 27 |
| | | | |
| 4 | 市町 | J村が独自に実施しているサービス | |
| | 1. | 交通・移動に関するもの | 29 |
| | | 住まいに関するもの | |
| | 3. | 助成金に関するもの | 43 |
| | 4. | その他の市町村独自サービス | 53 |

1 全国一律に実施されているサービス

1. 所得税・住民税・相続税の障害者控除

【対象条件】

所得税、住民税……納税者自身が障害者である場合、または、控除対象配偶者および扶養親族の うちに障害者がいる場合

相続税……相続または遺贈により財産を取得した本人が障害者である場合

【内容】

| | 障害者控除 | 特別障害者控除 |
|------------|---|--|
| 対象者 | ①3~6級の身体障害者手帳を 持っている方 ②知的障害者更生相談所・児童 相談所等で知的障害の判定を受 けた方(療育手帳 B1・B2) ③2・3級の精神障害者保健福祉 手帳を持っている方 | ① 1・2 級の身体障害者手帳を持っている方 ②知的障害者更生相談所・児童相談所等で重度の 知的障害の判定を受けた方(療育手帳 A1・A2) ③ 1 級の精神障害者保健福祉手帳を持っている方 |
| 所得税 住民税 | 所得金額から控除される金額 (所得税) 所得金額から 27 万円を控除 (住民税) 所得金額から 26 万円を控除 本人の所得が 125 万円以下の ときは非課税 | 所得金額から控除される金額 (所得税) 所得金額から 40 万円を控除 (住民税) 所得金額から 30 万円を控除 本人の所得が 125 万円以下のときは非課税 ※配偶者控除または扶養親族が同居の特別障害 者に該当する場合、配偶者控除額または扶養 控除額に加算した額が併せて控除される (所得額) 35 万円 (住民税) 23 万円 |
| 相続税 | 相続税額から控除される金額 相続開始時の年齢(1 年未満切り捨て)から70歳に達するまでの年数に6万円を乗じた金額を控除 | 相続税額から控除される金額 相続開始時の年齢(1年未満切り捨て)から70 歳に達するまでの年数に12万円を乗じた金額を 控除 |
| | ※控除不足額がある場合は、その哲 税額から控除される | E除不足額は適用を受ける障害者の扶養義務者の相続 の対象を表現している。 |

【問い合わせ先】

所得税(確定申告の場合)、相続税……税務署 住民税……居住する市町村役場 税担当課

2. 自動車税・自動車取得税・軽自動車税の減免

【減免の対象障害】*原則として在宅の方に限る

| 障害の区分 | | | 障害の等級別 |
|---------------------|---------------|--------|---------------------------|
| | 視覚障害 | | 1級から3級までの各級、4級の1 |
| | 聴覚障害 | | 2級、3級 |
| | 音声機能障害 | | 3級 |
| | 平衡機能障害 | | 3級、5級 |
| | 上肢不自由 | | 1級、2級 |
| 自 | 下肢不自由 | | 1級から6級までの各級 |
| 体 | 体幹機能障害 | | 1級から3級までの各級 |
| 身体障害者手帳 | 幼児期以前の非進行性の脳 | 上肢機能 | 1級、2級(一上肢のみに運動機能がある場合を除く) |
| 手 | 病変による運動機能障害 | 移動機能 | 1級から6級までの各級 |
| 双侧 | 心臓機能障害 | | 1級、3級、4級 |
| | じん臓機能障害 | | 1級、3級、4級 |
| | 呼吸器機能障害 | | 1級、3級、4級 |
| | ぼうこうまたは直腸機能障害 | | 1級、3級、4級 |
| | 小腸機能障害 | | 1級、3級、4級 |
| ヒト免疫不全ウイルスによる免疫機能障害 | | 色疫機能障害 | 1級から4級までの各級 |
| 療 | 育手帳 | | A1、A2 |
| 精 | 神障害者保健福祉手帳 | | 1級 |

【減免の対象となる自動車】

自家用車 (リース車を除く)

| 自動車を所有する(取得)する人 | 自動車を専ら運転する人 |
|-----------------|----------------------------------|
| | 障害者 |
| 障害者 | 障害者と生計を一にする人 |
| 件口名 | 身体障害者等のみで構成される世帯の障害者を常時介 護する人 |
| 障害者と生計を一つにする人 | 障害者 |
| 陸古有と生前を一つにする人 | 障害者と生計を一つにする人 |

- ※「障害者と生計を一にする人」とは、障害者と同居している人および障害者の住所地からおお むね半径2キロメートル以内に居住する親族をいう。
- ※ただし、半径2キロメートル以上に居住していても生計を一にしていることが確認できれば登録できる。

【申請に必要なもの】

- 障害者本人が自動車を所有(取得)し運転する場合
 - ① 身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳または戦傷病者手帳
 - ② 運転免許証
 - ③ 自動車検査証
 - ④ 印鑑 (所有者のもの)
 - ⑤ 自動車の使用に関する申し出書 (障害者または代理人の印が必要)

⑥ ⑤の申出書による自動車の使用目的が確認できる書類

(例:通院証明書、診察券および医療費の領収書または薬の袋、通学証明書、学生証、自立支援医療受給証など)

- ○上記以外の場合
- ※①から⑥に加えて
 - ⑦ ア 障害者と同居している場合障害者・所有者・運転者の方の同居が確認できる住民票の写し等
 - イ ア以外の場合

親族であることを確認できる戸籍謄本等(②から④のうち、住所の変更があった場合で、 減免申請時までに住所の変更手続きが出来ない場合は、別途、住民票の写しが必要に なる)

【申請期限】

- ・新たに取得する自動車について自動車税・自動車取得税の減免を受けられる方は、自動車税・自動車取得税の申告の日(車の登録の日)から、ひと月を経過するまで
- ・すでに所有している自動車について自動車税の減免を受けられる方は、自動車税の納期限(5月 31日)まで(その後も随時受けられる)
- ※自動車税については、申請の翌月から減免(年度によって変更)
- ※自動車取得税については登録時(税申請)から減免

【減免額】

申請期限までに申請された場合は、自動車税、自動車取得税とともに全額免除になる。

※限度額 自動車税 : 45.000 円

自動車取得税:150,000円(自家用車)

申請期限後に申請された場合、自動車税のみ申請した翌月から月割りにより計算した金額が減免となる(自動車取得税は減免にならない)

【障害者福祉施設入所者の自動車税・自動車取得税の減免について】

福祉施設に入所している障害者が帰宅や通院等のために、日常的に使用している家族の自動車は、次の①、②のいずれも満たす場合、減免の対象になる。

- ① 福祉施設等に入所している障害者と生計を一にしている方の自動車
- ② 福祉施設等に入所している障害者のために、継続的に週1日以上使用している自動車

【問合せ先】

自動車税・自動車取得税……最寄りの県税事務所、自動車税管理事務所・同支所または税務課 軽自動車税……居住する市町村役場 税担当課

3. 個人事業税の非課税・減免

個人事業税については、それぞれの理由に該当する場合に、減額または免除されることがある。

- ・両目の視力が 0.06 以下で、あんま、マッサージ、指圧、はり、きゅう等の事業を個人で行っている人は事業税が非課税になる。
- ・身体障害者手帳1~4級で事業を個人で行っている人は、事業税が5,000円減免される。

【問合せ先】

最寄りの県税事務所

4. 生活保護の障害者加算

生活保護を受給し、障害者手帳を所持している人の場合、通常の保護費に障害者加算が算定される。 【障害者加算の対象】

- ① 障害等級表の1級もしくは2級または国民年金法施行令別表に定める1級のいずれかに該当する障害者(症状が固定している者および症状が固定してはいないが障害の原因となった傷病について初めて医師または歯科医師の診療を受けた後1年6か月を経過した者に限る)。
- ② 障害等級表の3級または国民年金法施行令別表に定める2級のいずれかに該当する障害者(症状が固定している人および症状が固定してはいないが障害の原因となった傷病について初めて医師または歯科医師の診療を受けた後1年6か月を経過した人に限る)。ただし、①に該当する人を除く。

【加算額(月額)】

| | | 上記①に該当する人 | 上記②に該当する人 |
|-------------------------------|------|-----------|-----------|
| 在 | 1級地 | 26,850 円 | 17,890 円 |
| 在宅者 | 2 級地 | 24,970 円 | 16,650 円 |
| 有 | 3級地 | 23,100 円 | 15,400 円 |
| 入院患者または社会福祉施設もしくは介護施設 の入所者 | | 22,340 円 | 14,890 円 |

(注) 社会福祉施設とは保護施設、旧法身体障害者更生援護施設、旧法精神障害者社会復帰施設、旧法知的障害者援護施設、障害者自立支援法第5条第12項に規定する障害者支援施設、児童福祉施設最低基準にいう知的障害児施設(自閉症児施設を除く)、第二種自閉症児施設、盲児施設、ろうあ児施設もしくは肢体不自由児療護施設または老人福祉法(昭和38年法律第133号)にいう老人福祉施設をいい、介護施設とは介護保険法(平成9年法律第123号)にいう介護保険施設をいうものであること。

2 神奈川県が独自に実施しているサービス

1. 神奈川県在宅重度障害者等手当

※ 2010 (平成 22) 年度に制度改正があり、大幅に対象者が変更される予定。 次頁の表は、2009 (平成 21) 年度現在の対象条件。

【対象者および支給条件】

4月1日現在で神奈川県内に1年以上住んでいる障害者で、表中の障害程度に該当する人。ただし、 次の人は対象にならない。

- ①4月1日現在で施設等(老人保健施設は除く)に入所している人
- ②知的障害を伴わず65歳以上で新たに身体障害者手帳を取得した人

【障害の程度および支給額】

| - | | | |
|---|---|----------------------------|-------------|
| | A | ①身体障害者手帳 1・2 級かつ知能指数 35 以下 | 年額 60,000 円 |
| | | ①身体障害者手帳 1・2 級 | |
| | В | ②知能指数 35 以下 | 年額 35,000 円 |
| | | ③身体障害者手帳 3 級かつ知能指数 50 以下 | |
| Ī | | ①身体障害者手帳3級 | |
| | С | ②知能指数 40 以下 | 年額 25,000 円 |
| | | ③身体障害者手帳 4 級かつ知能指数 50 以下 | |
| | | | |

2. 重度障害者住宅改修費助成

【対象者】

- ①身体障害者手帳1・2級の方
- ②知能指数 35 以下 (療育手帳 A1・A2) の人
- ③身体障害者手帳3級かつ知能指数50以下(療育手帳B1)の人

【対象個所】

浴室、便所、台所、手すりの取り付け、床段差の解消、廊下等の改修(アプローチ部分の舗装を含む)。 【助成金】

40万円を限度として、別に定める自己負担額を除いた額で、1人1回に限る。ただし、新築、増築、 老朽化を理由とする改修の場合は、この制度の適用はない。世帯の所得により、助成額は異なる。

3. 県営住宅の優遇入居

【対象者】

県営住宅の入居資格があって、申込人、同居人または同居しようとする親族が次のいずれかの場合

- ①身体障害者手帳1~4級を持っている人
- ②重度・中度の知的障害があると判定された人 (療育手帳 A1・A2・B1)
- ③精神障害者保健福祉手帳1級または2級を持っている人

【内容】

入居申し込みの際、当選率が通常申込みの3倍(新築の場合5倍)

4. 県営住宅家賃の減額

【対象者】

入居者または入居者と生計を一にする同居親族が次のいずれかに該当する場合

- ①身体障害者手帳 1・2 級の人、精神障害者保健福祉手帳 1 級の人または重度知的障害があると判定された人 (療育手帳 A1・A2)
- ②身体障害者手帳 3・4 級の人、精神障害者保健福祉手帳 2 級の人または中度の知的障害があると 判定された人 (療育手帳 B1)

【内容】

- ①に該当 ⇒ 入居している住宅の基本家賃額の 1/2 が減額
- ②に該当 ⇒ 入居している住宅の基本家賃額の 1/5 が減額
- ※ただし、減額後の家賃が3.000円以下になる場合は3.000円を限度額とする。

5. 県営施設 (文化・スポーツ等) 使用料の減免

⇒詳細については各施設にお問い合わせのこと。

3 民間企業が実施しているサービス

1. 電車 (JR・私鉄)

① JR の全線運賃割引

身体障害者手帳または療育手帳を持っている人に対し、次の通り運賃が割引。

【利用方法】

乗車券を購入する窓口に身体障害者手帳または療育手帳を提示 (専用乗車券を購入)。

※ 12 歳以上の第1種障害者が介護者と共に利用する場合、片道 100km までに限り、自動券売機で小児乗車券をそれぞれ購入して、改札口や社内検札の際に手帳を提示すること。

なお、自働改札機を設置している改札口では有人改札口を通ること。

【内容】

| | 適用範囲 | 種類 | 割引率 | 備考 |
|------|---|------------------------------|-----------------|--|
| 第一 | 障害者が単独で利用する場合 (片道 101km 以上の区間) | 普通乗車券 | 5 割引 | |
| 種障害者 | 介護者と共に利用する場合 (距離の制限なし) | 普通乗車券 定期乗車券 回数券 急行券 | 本人・介護者 共に5割引 | 定期乗車券のうち12 歳未満の小児乗車券 は割引されず介護者 のみ5割引き |
| 第二元 | 障害者が単独で利用する場合 (片道 101km 以上の区間) | 普通乗車券 | 5 割引 | |
| 種障害者 | 介護者と共に利用する場合 (12 歳未満の障害児が介護者と共に 利用する場合) | 定期乗車券 | 介護者のみ 5割引 | |

【問合せ先】JR 東日本旅客鉄道株式会社

②私鉄運賃の割引

JR 運賃に準じた取扱い(詳細は各駅窓口へ)。

2. バス

身体障害者手帳または療育手帳を持っている人で、単独でバスに乗車する場合、手帳の提示により運賃の割引を受けることができる(※神奈川県のみ有効。但し、他自治体でも同様の施策がある

場合は有効になる場合あり)。

第1種障害者または12歳未満の障害児が介護者とともに利用する場合には、介護付乗車券を交付 (※神奈川県のみ有効)。

【内容】

| 区分 | 種類 | 適 用 範 囲 | 割引率 |
|-------|--------|--|-----|
| 普通乗車券 | 介護付乗車券 | ①第1種障害者 ②知能指数 35 以下の判定を受けた人(療育手帳 A1、A2) ③ 12 歳未満の障害児 | |
| | 単独乗車券 | 知的障害の判定を受けたことがあり、療育手帳を持っていない人 | 5 割 |
| 定期券 | 介護用 | 普通乗車券と同じ | 3 割 |
| 上 | 単独券 | 普通乗車券と同じ | 3 割 |

【申請に必要なもの】

印鑑、身体障害者手帳または療育手帳

【申請窓口】

各市町村役場

3. タクシー

身体障害者手帳または療育手帳所持を乗車時に乗務員に提示することで、運賃の割引を受けることができる。会社によっては、精神障害者手帳や特定疾患者への割引もあり。

【内容】

乗車時に手帳を提示することで、運賃の1割を割引く

【間い合せ先】

神奈川県内の各タクシー会社 または

(社) 神奈川県タクシー協会TEL.045 - 241 - 3577FAX.045 - 241 - 3581(一般社) 神奈川タクシーセンターTEL.045 - 252 - 0300 (相談課)FAX.045 - 241 - 0525

神奈川県個人タクシー協同組合 TEL.045 - 755 - 2121

4. フェリー

障害者手帳を提示することで、運賃の割引を受けられる場合がある。サービス状況については、 各フェリー会社に問合せのこと。

*参考までに、各会社のウェブサイト(WEB)内に障害者割引運賃について記載があったものを表記した。表記のない会社についても割引される可能性があるため、直接会社に問い合せのこと。

(社) 日本旅客船協会

TEL.03-3265-9681 (代表)

【神奈川県内のフェリー会社(社団法人日本旅客船協会 WEB より)】

| 出港先 | 会社名 | TEL | FAX | 割引表示 |
|-----|---------------|--------------|------------------|-------|
| 川崎港 | 川崎ポートサービス株式会社 | 044-266-6161 | 044 - 266 - 6166 | WEBなし |

| 出港先 | 会社名 | TEL | FAX | 割引表示 |
|------|--------------------|---------------------|----------------|------|
| 横浜港 | 株式会社ケーエムシーコーポレーション | 045 -290 -8377 | 045 -504 -3079 | × |
| | 京浜フェリーボート株式会社 | 045 -201 -0821 (予約) | 045 -201 -9534 | × |
| | 株式会社ブルームーンマリーン | 045 -263 -1455 | 045 -263 -2564 | × |
| | 株式会社ポートサービス | 045 -671 -7719 | 045 -671 -7729 | × |
| | 株式会社村本海事 | 045 -781 -8736 (代表) | 045 -781 -8240 | × |
| | 株式会社横浜八景島 | 045 -788 -8888 | 0120 -17 -4848 | × |
| | | (電話インフォ) | | |
| | 株式会社ロイヤルウイング | 045 -662 -6125 | 045 -664 -3110 | × |
| 横須賀港 | 株式会社トライアングル | 046 -825 -7144 (代表) | 046 -825 -7143 | × |
| 葉山港 | 株式会社葉山マリーナ | 046 -875 -2670 (代表) | 046 -876 -1146 | × |
| 宮ヶ瀬湖 | 財団法人宮ヶ瀬ダム周辺振興財団 | 046 -288 -3600 (代表) | 046 -288 -3961 | 0 |
| 真鶴港 | 株式会社湘南クルーズ | 0465 -68 -3255 (代表) | 0465 -68 -4833 | × |
| 相模湖 | 相模湖遊船協同組合 | 042 -684 -2131 (代表) | 042 -684 -2135 | × |
| 芦ノ湖 | 箱根観光船株式会社 | 0465 -32 -6830 | 0465 -32 -6870 | × |
| 久里浜港 | 東京湾フェリー株式会社 | 046 -830 -5622 | 046 -830 -5625 | 0 |

5. 航空

身体障害者手帳または療育手帳を持っている方が、国内の定期航空路線を利用する場合、航空券 販売窓口に手帳を提示することで、運賃の割引を受けられる。

詳細については、各航空会社に問合せのこと。

【内容】

| 区 分 | 割引対象 |
|----------------------------------|------------|
| 12歳以上の第1種障害者が介護者と共に、または単独で利用する場合 | 本人および介護者1名 |
| 12 歳以上で第 2 種障害者が利用する場合 | 本人のみ |

※割引率については各航空会社によって異なる。

【間い合せ先】

各航空会社

○ JAL 国内線ご予約・ご購入・ご案内

TEL.0570 -025 -071 (有料) 受付時間:午前7時~午後8時まで(年中無休)

FAX.0120 -747 -606

東京 TEL.03-5460-0522 名古屋 TEL.052-265-3369 大阪 TEL.06-6344-2355

○ ANA 国内線予約・案内センター

ナビダイヤル (有料) TEL.0570 -029 -222 受付時間: 24 時間

FAX.0120 -029 -606

東京 TEL.03-6741-8800 名古屋 TEL.052-586-8870 大阪 TEL.06-7637-8800

6. 有料道路

身体障害者手帳または療育手帳を持っている人が有料道路を利用する場合、あらかじめ申請する ことで、通行料金の割引を受けることができる。

【対象】

本人運転の場合 → 身体障害者手帳を持っている人 (特に制限はなし)

介護者運転の場合 → 身体障害者手帳または療育手帳を持っている第1種障害者

【内容】

障害者が日常使用する自動車(障害者1人につき1台/営業用または法人名義の自動車は除く)で有料道路を利用する場合、通常料金の半額に割引きとなる。通常半額となるが、端数が生じる場合は、利用する有料道路の計算単位により10円単位または50円単位で切り上げるになることがある。

※有効期間は申請日から2回目の誕生日まで。

※更新は有効期間が終了する2か月前から手続きができる。

【申請に必要なもの】

- ○手帳での割引の場合
 - ①身体障害者手帳または療育手帳
 - ②車検証(障害者本人または本人の親族等が所有するもの、ただし、第1種障害者の方で自動車 を所有していないときは、継続して日常的に介護している人のものでも対象となる)
 - ③運転免許証 (障害者本人が運転する場合)
 - ④委任状 (代理申請の場合のみ)
- ETC 利用での割引の場合 (①~④の他に以下のものが必要)
 - ⑤ ETC カードまたは ETC パーソナルカード (原則として障害者本人名義のものに限る)
 - ⑥登録を希望する自動車に取り付けられた車載器の「ETC 車載器セットアップ申込書・説明書」 ※二輪車は 126cc 以上の排気量であれば対象になる。
 - ※更新の際にも上記のものが必要になる。

【申請窓口】

各市町村 福祉事務所、障害者担当窓口

【問い合わせ先】

○ NEXCO 東日本お客さまセンター ナビダイヤル(有料)TEL.0570-024-024 受付時間:24 時間 PHS・IP 電話 TEL.03-5338-7524

○ NEXCO 西日本お客さまセンター

フリーコール TEL.0120-924-863 受付時間:24 時間 有料 TEL 06-6876-9031

7. 携帯電話の料金優遇

障害者手帳の提示により、携帯電話の基本料金の割引を受けられる場合がある。 詳しくは、各携帯電話会社に問合せのこと。

【参考】

| 携帯電話会社 | サービス名 | TEL | FAX |
|--------|-------|-----------------------------------|--------------|
| ウィルコム | l | TEL.0120-921-156 ウィルコム携帯から 116 | 0120-917-156 |

| 携帯電話会社 | サービス名 | TEL | FAX |
|-------------------|-----------|-------------------------------------|--------------|
| Soft Bank モバイル | ハートフレンド割引 | TEL.0800-919-0157 ソフトバンク携帯から 157 | 0120-919-397 |
| NTT docomo (ドコモ) | ハーティ割引 | TEL.0120-800-000 ドコモ携帯から 151 | 0120-245-130 |
| au by KDDI (エーユー) | スマイルハート割引 | TEL.0077-7-111 au 携帯から 157 | |

8. NHK 料金の優遇

次ページの「日本放送協会放送受信料免除基準」に該当する場合は、放送受信料の全額または半額が免除となる。

【申請方法】 ※ NHK WEB サイトより抜粋

- ①申請書に必要事項を記入してください。
 - *申請書は自治体やNHKの窓口にあります。
 - *受信契約がお済でない方は受信契約もあわせてお申し込みください
- ②自治体に申請書を提出し、免除事由の証明を受けてください。
 - *半額免除申請・市町村民税非課税の障害者での申請については、NHK の窓口でも申請を受け付けます。その際は、各種証明書類、障害者手帳、ご印鑑をご持参のうえ、最寄りの NHK の放送局または営業センターへお越しください。

【各種証明書類】・金額免除:住民票(世帯全員用)、市町村民税非課税証明書(世帯全員分)

· 半額免除:住民票(世帯全員用)

- ③証明を受けた申請書をNHKにご提出(郵送)してください。
- ④ NHK で免除事由を確認のうえ、折り返し「受理通知書」をお届けします。

【日本放送協会放送受信料免除基準】

| | 対 象 | 適 用 条 件 |
|-----|--------------------|--|
| | 公的扶助受給者 | ●生活保護法に規定する扶助を受けている場合●ハンセン病問題の解決の促進に関する法律に規定する入所者に対する療養もしくは親族に対する援護を受けている場合●中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律に規定する支援給付を受けている場合 |
| 全 | 市町村民税非課税の 身体障害者 | 身体障害者手帳をお持ちの方がいる世帯で、かつ、世帯構成員 全員が市町村民税(特別区民税含む)非課税の場合 |
| 額免除 | 市町村民税非課税の 知的障害者 | 所得税法または地方税法に規定する障害者のうち、児童相談所、 知的障害者更生相談所、精神保健福祉センターまたは精神保健指 定医により知的障害者と判定された方がいる世帯で、かつ、世帯 構成員全員が市町村民税(特別区民税を含む)非課税の場合 |
| | 市町村民税非課税の 精神障害者 | 精神障害者保健福祉手帳をお持ちの方がいる世帯で、かつ、世 帯構成員全員が市町村民税(特別区民税含む)非課税の場合 |
| | 社会福祉事業施設 入所者 | 社会福祉法に規定する社会福祉事業を行う施設に入所され自ら テレビを持ちこまれている場合 |

| | 対象 | 適 用 条 件 |
|------|----------|--|
| 半額免除 | 視覚・聴覚障害者 | 視覚障害または聴覚障害により、身体障害者手帳をお持ちの方 が、世帯主で受信契約者の場合 |
| | 重度の身体障害者 | 身体障害者手帳をお持ちで、障害等級が重度(1級または2級) の方が、世帯主で受信契約者の場合 |
| | 重度の知的障害者 | 所得税法または地方税法に規定する特別障害者のうち、児童相 談所、知的障害者更生相談所、精神保健福祉センターまたは精神 保健指定医により重度の知的障害者と判定された方が、世帯主で 受信契約者の場合 |
| | 重度の精神障害者 | 精神障害者保健福祉手帳をお持ちで、障害等級が重度(1級) の方が、世帯主で受信契約者の場合 |
| | 重度の戦傷病者 | 戦傷病者手帳をお持ちで、障害程度が特別項症から第1款症の 方が、世帯主で受信契約者の場合 |

【問い合わせ先】

NHKふれあいセンター

TEL.0570-077-077 受付時間:午前9時~午後10時(土・日・祝日は午後8時まで)

FAX.03-5453-4000

4 市町村が独自に実施しているサービス

1. 交通・移動に関するもの

(1) 電車

| No. | 市町 村名 | 精神保健福祉手帳 | 療育手帳 | 身体障害者手帳 |
|-----|----------|---|--|---|
| 1 | 横浜市 | 【対象】1~3級 【内容】市営バス、市営地下鉄全線、金沢シーサイド全線および市内を運行する民営バス(一部市外区間を含む)を利用する場合、無料 | 【対象】A1 ~ B1 級 【内容】市営バス、市営地下鉄全 線、金沢シーサイド全線および 市内を運行する民営バス(一部 市外区間を含む)を利用する場 合、無料 | 【対象】1~4級 【内容】市営バス、市営地下鉄全線、金沢シーサイド全線および市内を運行する民営バス(一部市外区間を含む)を利用する場合、無料 |

(2) バス

| No. | 市町村名 | 精神保健福祉手帳 | 療育手帳 | 身体障害者手帳 |
|-----|------|---|---|---|
| 1 | 横浜市 | 【対象】1~3級 【内容】賃料無料 | 【対象】A1 ~ B1 級 【内容】賃料無料 | 【対象】1~4級 【内容】賃料無料 |
| 2 | 川崎市 | ◆市バス 【対象】1~3級、1級の介護者、6歳未満の介護者 (内容】特別乗車証(無料乗車証) ◆民間バス 【対象】1~3級、1級の介護者、12歳未満の介護者 (内容】バス回数券 20,000 円分(年額) 1級の方は定期券も選択可能 | ◆市バス 【対象】判定を受けている人、 IQ35以下の介護者、6歳未満の 介護者 【内容】特別乗車証(無料乗車証) ◆民間バス 【対象】判定を受けている人、 IQ35以下の介護者、12歳未満 の介護者 【内容】バス回数券10,000円分(年 額)IQ35以下の方は定期券も 選択可能 | ◆市バス 【対象】1~6級、第1種の介護者、6歳未満の介護者 【内容】特別乗車証(無料乗車証) ◆民間バス 【対象】1~6級、第1種の介護者、 12歳未満の介護者 【内容】バス回数券10,000円分(年額)第1種の方は定期券も選択 可能 |
| 4 | 鎌倉市 | 【対象】1級(障害者本人の所得制限有) 【内容】5,000円のバス共通カード購入券を年間2枚 ※①タクシー利用券(Q7、Q17に該当)②バス共通カード購入券(Q6に該当)③福祉有償運送料利用券(Q8に該当)④自動車燃料費助成券(Q18に対応)のうち、いずれか1つを選択バス共通カード購入券は平成21年度限りで廃止平成22年度は①、③、④のうち一つを選択となる | 【対象】IQ35以下(障害者本人の所得制限有) 【内容】5,000円のバス共通カード購入券を年間2枚 ※①タクシー利用券(Q7、Q17に該当)②バス共通カード購入券(Q6に該当)③福祉有償運送料利用券(Q8に該当)④自動車燃料費助成券(Q18に対応)のうち、いずれか1つを選択バス共通カード購入券は平成21年度限りで廃止平成22年度は①、③、④のうち一つを選択となる | 【対象】1~3級かつIQ50以下(障害者本人の所得制限有) 【内容】5,000円のバス共通カード購入券を年間2枚 ※①タクシー利用券(Q7、Q17に該当)②バス共通カード購入券(Q6に該当)③福祉有償運送料利用券(Q8に該当)④自動車燃料費助成券(Q18に対応)のうち、いずれか1つを選択バス共通カード購入券は平成21年度限りで廃止平成22年度は①、③、④のうち一つを選択となる |
| 12 | 座間市 | ◆バス回数券 【対象】1級(バス回数券・タクシー券・ガソリン券から選択)。2、 3級(タクシー券・バス回数券から選択) 【内容】1,000円/月 | 無 | 無 |

| No. | 市町 村名 | 精神保健福祉手帳 | 療育手帳 | 身体障害者手帳 |
|-----|----------|---|---|---|
| 13 | 綾瀬市 | ◆コミュニティバス運賃の割引 【対象】障害者手帳所持者 【内容】大人 150 円→ 100 円、小 人 80 円→ 50 円 | ◆コミュニティバス運賃の割引 【対象】障害者手帳所持者 【内容】大人 150 円→ 100 円、小 人 80 円→ 50 円 | ◆コミュニティバス運賃の割引 【対象】障害者手帳所持者 【内容】大人 150 円→ 100 円、小 人 80 円→ 50 円 |
| 31 | 箱根町 | 無 | 【対象】第1種(A1、A2) 本人および介護者1名 第2種 (B1、B2)本人のみ 【内容】5割引 | 【対象】第1種本人および介 護者1名 第2種本人のみ 【内容】5割引 |

(3) タクシー券

| No. | 市町 村名 | 精神保健福祉手帳 | 療育手帳 | 身体障害者手帳 |
|-----|----------|--|--|---|
| 1 | 横浜市 | 無 | 【対象】A1、A2の手帳所持者。 B1かつ下肢、体幹、視覚、内部、 移動機能障害で3級の手帳所持 者 【内容】1枚500円のタクシー利 用券を年間84枚交付。(1乗車 あたり7枚、月7枚を上限とする) | 【対象】下肢、体幹、視覚、内部、 移動機能障害で1、2級の手帳 所持者 【内容】1枚500円のタクシー利 用券を年間84枚交付(1乗車 あたり7枚、月7枚を上限とする) ※人工透析で週3回以上通院し ている者については年間68枚 交付 |
| 2 | 川崎市 | 無 | 【対象】IQ35 以下 【内容】660 円×72 枚(年間) | 【対象】1、2級下肢・体幹・視覚・ 内部障害 【内容】660円×72枚(年間) 【対象】身体障害3級(下肢・体幹・ 視覚・内部)かつIQ50以下 【内容】660円×72枚(年間) ※上記対象者となる方のうち、 週3回以上、人口透析で通院している腎臓機能障害の人には、 660円×120枚(年間) |
| 3 | 横須賀市 | 【対象】1級 【内容】600円の利用券を月3枚 支給(年間36枚) ※タクシーを利用できない特別 な特別な理由がある場合は、自 動車燃料給油券として交付可 | 【対象】IQ35以下 【内容】600円の利用券を月3枚 支給(年間36枚) ※タクシーを利用できない特別 な特別な理由がある場合は、自 動車燃料給油券として交付可 | 【対象】2級以上または3級かつ IQ50以下 (聴覚障害のみは除く。ただし障害名に「ろうあ」とある場合は含む) 【内容】600円の利用券を月3枚支給 (年間36枚) ※重度の腎機能障害で透析装置を使って血液透析を行っている人、上記の1.5倍、年間54枚交付(年度の途中で申請した場合は、月数に応じた枚数) ※タクシーを利用できない特別な特別な理由がある場合は、自動車燃料給油券として交付可 |

| No. | 市町村名 | 精神保健福祉手帳 | 療育手帳 | 身体障害者手帳 |
|-----|------|---|---|---|
| 4 | 鎌倉市 | 【対象】1級(障害者本人の所得制限有) 【内容】500円の利用券を4枚/月(年間48枚) ※①タクシー利用券(Q7、Q17に該当)②バス共通カード購入券(Q6に該当)③福祉有償運送料利用券(Q8に該当)④自動車燃料費助成券(Q18に対応)のうち、いずれか1つを選択バス共通カード購入券は平成21年度限りで廃止平成22年度は①、③、④のうち一つを選択となる | 【対象】IQ35以下(障害者本人の所得制限有) 【内容】500円の利用券を4枚/月(年間48枚) ※①タクシー利用券(Q7、Q17に該当)②バス共通カード購入券(Q6に該当)③福祉有償運送料利用券(Q8に該当)④自動車燃料費助成券(Q18に対応)のうち、いずれか1つを選択バス共通カード購入券は平成21年度限りで廃止平成22年度は①、③、④のうち一つを選択となる | 【対象1】1~3級かつIQ50以下 (障害者本人の所得制限有) 【内容】500円の利用券を4枚/ 月(年間48枚) 【対象2】上肢機能障害者および 視覚障害者は、500円券の代わりに初乗運賃券(630円)を選 択することができる 【内容】3枚/月(年間36枚) ※①タクシー利用券(Q7、Q17 に該当)②バス共通カード購入 券(Q6に該当)③福祉有償運 送料利用券(Q8に該当)④自 動車燃料費助成券(Q18に対応) のうち、いずれか1つを選択 バス共通カード購入券は平成 21年度限りで廃止 平成22年度は①、③、④のう ち一つを選択となる |
| 6 | 三浦市 | 無 | 【対象】A1、A2 IQ が 35 以下 【内容】600 円のタクシー助成券 を年間 48 枚交付 | 【対象】下肢、体幹機能、片半身、 視覚障害2級以上および上肢、 内部障害1級 【内容】600円のタクシー助成券 を年間48枚交付 |
| 7 | 葉山町 | 無 | 【対象】A 以上(IQ35 以下) 【内容】乗車券の配布(600 円× 2 枚 / 月) | 【対象】1、2級、肢体障害のみ3 級、3級 +IQ50以下 【内容】乗車券の配布(600円× 2枚/月) |
| 8 | 相模原市 | 【対象】1、2級 【内容】金券として利用できるチ ケット額面 500 円を月6 枚交付 | 【対象】IQ35 以下(A1、A2) 【内容】金券として利用できるチ ケット額面 500 円を月 6 枚交付 | 【対象】1、2級 【内容】金券として利用できるチ ケット額面 500 円を月 6 枚交付 |
| 9 | 厚木市 | ◆福祉タクシー券 【対象】1級 【内容】600円×4枚/月(年間 48枚)支給 ※ガソリン券受給者は非該当 | ◆福祉タクシー券 【対象】A1、A2、IQ50以下で身 体障害者手帳3級 【内容】600円×4枚/月(年間 48枚)支給 ※ガソリン券受給者は非該当 | ◆福祉タクシー券 【対象】1、2級(視覚、腎臓障害は3級まで)、または3級かつIQ50以下 【内容】600円×4枚/月(年間48枚)支給 ※ガソリン券受給者は非該当 |
| 10 | 大和市 | 【対象】1級のみ 【内容】年間24,000円分 ※ただし、ガソリン券かのいず れかを選択 ※自動車税減免を受けている人 は非該当 | 【対象】A1、A2 【内容】年間 24,000 円分 ※ただし、ガソリン券かのいず れかを選択 ※自動車税減免を受けている人 は非該当 | 【対象】上肢、内部障害1級、または体幹、下肢、視覚障害1、2級 【内容】年間24,000円分 ※ただし、ガソリン券かのいずれかを選択 ※自動車税減免を受けている人は非該当 |
| 11 | 海老名市 | ◆福祉タクシー券 【対象】1、2級 【内容】500円分を月7枚(申請 月以降年度分まとめて交付) | ◆福祉タクシー券 【対象】療育手帳 A または IQ35 以下 【内容】500 円分を月7枚(申請 月以降年度分まとめて交付) | ◆福祉タクシー券 【対象】上肢・内部障害1級、特 定疾患医療証所持者、視覚・下 肢・体幹障害1、2級 【内容】500円分を月7枚(申請 月以降年度分まとめて交付) |

| No. | 市町 村名 | 精神保健福祉手帳 | 療育手帳 | 身体障害者手帳 |
|-----|----------|--|---|--|
| 12 | 座間市 | ◆タクシー券 【対象】1級(バスカード・タクシー券・ガソリン券から選択)、 2・3級(タクシー券・バス券から選択) 【内容】500円×1枚/月、100円×5枚/月 | ◆福祉タクシー券 【対象】A1、A2、IQ35 以下 【内容】500 円×1 枚/月、100 円×5 枚/月 ※タクシー券・ガソリン券より 選択 | ◆タクシー券 【対象】視覚障害1、2級、肢体 (上肢、下肢、体幹)障害1、2級(上 肢は2級除く) 【内容】500円×1枚/月、 100円×5枚/月 ※タクシー券・ガソリン券から 選択 |
| 13 | 綾瀬市 | 【対象】1、2級 【内容】年間20,000円分 ※1級はタクシー券、ガソリン 券より選択 | 【対象】 A1、A2 もしくは能指数 35 以下 【内容】年間 20,000 円分 ※「タクシー券」か「ガソリン券」 を、どちらか選択 | 【対象】3級以上の下肢(2種除く)、体幹および視覚障害者、または2級以上の内部に係る障害者 (内容】年間20,000円分※「タクシー券」か「ガソリン券」を、どちらか選択 |
| 14 | 愛川町 | 【対象】1 級のみ 【内容】 タクシー券:500 円×48 枚交付 ※タクシー券かガソリン券のど ちらかを選択 | 【対象】A1、A2 【内容】タクシー券:500円×48 枚交付 ※タクシー券かガソリン券のど ちらかを選択 | 【対象】1、2級の視覚障害者、1 級の肢体不自由者、1級の内部 障害者 【内容】タクシー券:500円×48 枚交付 ※タクシー券かガソリン券のど ちらかを選択 |
| 15 | 清川村 | 【対象】1級 【内容】500円の利用券を4枚/ 月交付(48枚限度/年) | 【対象】A1、A2、B1 かつ IQ50 以下 【内容】500 円の利用券を 4 枚 / 月交付(48 枚限度 / 年) | 【対象】1級(視覚障害は2級)、 3級かつ IQ50 以下 【内容】500 円の利用券を4枚/ 月交付(48 枚限度/年) |
| 16 | 平塚市 | 【対象】1級 【内容】1回あたり600円券を年 48枚(月4枚)支給 | 【対象】A1、A2 【内容】1 回あたり 600 円券を年 48 枚(月 4 枚)支給 | 【対象】下肢、体幹、視覚、内部 障害で1級、2級 【内容】1回あたり600円券を年 48枚(月4枚)支給 |
| 17 | 藤沢市 | 【対象】手帳1級 【内容】1か月あたり600円券を3枚、300円券を2枚交付。みどりのタクシー(寝台自動車)は1か月あたり2枚交付。1回の乗車につき最大2,400円分まで使用可能。みどりのタクシーは1枚のみ使用でき、助成額は時間制運賃の最初の30分までの額(通常3,010円、中型2,600円) | 【対象】IQ35以下(療育手帳A1、A2) 【内容】1か月あたり600円券を3枚、300円券を2枚交付。みどりのタクシー(寝台自動車)は1か月あたり2枚交付。1回の乗車につき最大2,400円分まで使用可能。みどりのタクシーは1枚のみ使用でき、助成額は時間制運賃の最初の30分までの額(通常3,010円、中型2,600円) | 【対象】上肢・内部障害1級、下肢・体幹障害3級以上、視覚障害2級以上 上記のいずれかの障害のある人 【内容】1か月あたり600円券を3枚、300円券を2枚交付。みどりのタクシー(寝台自動車)は1か月あたり2枚交付。1回の乗車につき最大2,400円分まで使用可能。みどりのタクシーは1枚のみ使用でき、助成額は時間制運賃の最初の30分までの額(通常3,010円、中型2,600円) |
| 18 | 茅ヶ崎市 | 無 | ◆福祉タクシー制度 【対象】IQ35以下、または療育 手帳 A1、A2 【内容】基本料金分の助成を4回 /月 ※施設入居者、自動車燃料費助 成の助成を受けている方は利用 できない | ◆福祉タクシー制度 【対象】下肢、体幹、視覚、内部障害の個別等級が1、2級 【内容】基本料金の助成を4回/月(腎機能障害1級の方は8回/月) ※施設入居者、自動車燃料費助成の助成を受けている方は利用できない |

| No. | 市町 村名 | 精神保健福祉手帳 | 療育手帳 | 身体障害者手帳 |
|-----|----------|---|---|--|
| | 秦野市 | 無 | 【対象】IQ35以下(療育手帳A1、A2) 【内容】タクシー利用券(1枚500円)年間48枚交付 | 【対象】下肢・体幹・視覚障害1 ~2級 内部障害1級 下肢・ 体幹3級でその他の障害と合わ せて2級以上 【内容】タクシー利用券(1枚 500円)年間48枚交付(他96枚、 60枚の交付あり) |
| 20 | 伊勢原市 | 無 | 【対象】A1、A2(自動車燃料費 との併用なし) 【内容】年間27,000円:500円券 48枚、100円券30枚 | 【対象】内部障害 1 級、上肢・下肢・体幹機能・視覚障害 1、2級(自動車燃料費との併用なし) 【内容】 年間 27,000 円:500 円券48 枚、100 円券30 枚 |
| 21 | 寒川町 | 無 | 【対象】A1、A2 【内容】タクシー券の交付(初乗 運賃分)月4枚×12か月=48 枚 | 【内容】タクシー券の交付(初乗 運賃分)月4枚×12か月=48 枚 |
| 22 | 大磯町 | 【対象】1級 【内容】年間48枚 基本料金の み | 【対象】A1、A2 【内容】年間 48 枚 基本料金の み | 【対象】視覚障害1、2級、肢体障害1、2級、内部障害1級 【内容】年間48枚 基本料金のみ(人工透析 年間72枚) |
| 23 | 二宮町 | 【内容】1、2級 【内容】基本料金免除の券を年間 48 枚が上限 | 【内容】A1、A2 【対象】基本料金免除の券を年間 48 枚が上限 | 【対象】下肢、体幹、視覚障害の1、 2級、上肢、内部障害の1級 【内容】基本料金免除の券を年間 48枚を限度とし配布 |
| 24 | 南足柄市 | 【対象】1級かつ市民税非課税世帯 【内容】タクシー利用券(基本料金)年間48枚(4枚/月) | 【対象】A1、A2かつ市民税非課税世帯 【内容】タクシー利用券(基本料金)年間48枚(4枚/月) | 【対象】1、2級かつ市民税非課税世帯(聴覚障害除く) *燃料助成対象者は対象外 【内容】3 障害共通 |
| 25 | 中井町 | 【対象】町内在住で1、2級(在宅) 【内容】 タクシー券 500 円券× 35 枚 / 年交付 | 【対象】町内在住で A1、A2 級または I Q 35 以下 (在宅) 【内容】 タクシー券 500 円券×35 枚 / 年交付 | ①【対象】町内在住で1、2級または3級かつIQ50以下(在宅) 【内容】タクシー券500円券× 35枚/年交付 ※人工透析者を除く ②【対象】人工透析者(1級) 【内容】500円券×105枚/年 |
| 26 | 大井町 | 【対象】在宅で1級 【内容】タクシー券交付 初乗り 運賃相当分を最大年間24枚 | 【対象】在宅で A1、A2 【内容】初乗り運賃相当分を最大 年間 24 枚 | 【対象】在宅で1、2級(聴覚障害除く) 【内容】初乗り運賃相当分を最大年間24枚 |
| 27 | 松田町 | 【対象】町内在住の手帳1級 【内容】初乗り運賃分のタクシー 券を年間24枚交付 | 【対象】町内在住、療育手帳 A1、A2 【内容】初乗り運賃分のタクシー 券を年間 24 枚交付 | 【対象】町内在住の手帳 1、2 級 (聴覚障害・上肢障害者を除く) 【内容】初乗り運賃分のタクシー券を年間 24 枚交付。ただし、じん臓機能障害の方は 48 枚交付 |
| 28 | 山北町 | 【対象】1、2級 【内容】初乗り相当分を助成、チケット制、年間 36 枚 | 【対象】A 【内容】初乗り相当分を助成、チ ケット制、年間 36 枚 | 【対象】1、2級 【内容】初乗り相当分を助成、チ ケット制、年間 36 枚 |
| 29 | 開成町 | 【対象】1、2級 【内容】初乗相当×36枚のタク シー券支給(初乗り相当分を助 成) | 【対象】A1、A2 または IQ35 以下 【内容】初乗相当×36 枚のタク シー券支給(初乗り相当分を助 成) | 【対象】1、2級 【内容】初乗相当×36枚のタク シー券支給(初乗り相当分を助 成) |

| No. | 市町 村名 | 精神保健福祉手帳 | 療育手帳 | 身体障害者手帳 |
|-----|----------|---|--|---|
| 30 | 小田原市 | 【対象】在宅で1級 【内容】初乗運賃相当分の助成券 を支給4枚/月(年間48枚が 上限) | 【対象】在宅でA1、A2またはB1かつ身体障害者手帳3級以上 【内容】初乗運賃相当分の助成券を支給(年間48枚が上限) | 【対象】在宅で1、2級または3級かつ療育手帳B1 【内容】初乗運賃相当分の助成券を支給(年間48枚が上限) |
| 31 | 箱根町 | 【対象】1級 【内容】500 円券を7~78 枚交付(ただし在宅者、申請式) ※「タクシー券」か「燃料券」 のどちらかを選択 | 【対象】A1、A2 【内容】500 円券を7~78 枚交付(ただし在宅者、申請式) ※「タクシー券」か「燃料券」 のどちらかを選択 | 【対象】1、2級(聴覚と上肢障害の2級は除く) 【内容】500円券を7~78枚交付(透析者は13~156枚)(ただし在宅者、申請式) ※「タクシー券」か「燃料券」のどちらかを選択 |
| 33 | 湯河原町 | 無 | 【対象】A1、A2、IQ35 以下 | 【対象】1~3級 |

(4) ガソリン券

| No. | 市町 村名 | 精神保健福祉手帳 | 療育手帳 | 身体障害者手帳 |
|-----|----------|--|--|--|
| 3 | 横須賀市 | タクシー券、ガソリン券どちら も利用可 ※ガソリン券として利用する場 合は条件あり | タクシー券、ガソリン券どちら も利用可 ※ガソリン券として利用する場 合は条件あり | タクシー券、ガソリン券どちら も利用可 ※ガソリン券として利用する場 合は条件あり |
| 4 | 鎌倉市 | 【対象】1級(障害者本人の所得制限あり) 【内容】額面1,000円のチケットを交付。本人が車所有かつ運転者の場合は月2枚、家族が所有かつ運転の場合は月1枚 ※①タクシー利用券(Q7、Q17に該当)②バス共通カード購入券(Q6に該当)③福祉有償運送料利用券(Q8に該当)④自動車燃料費助成券(Q18に対応)のうち、いずれか1つを選択バス共通カード購入券は平成21年度限りで廃止平成22年度は①、③、④のうち一つを選択となる | 【対象】IQ35以下(障害者本人の所得制限あり) 【内容】1,500円の助成券を1枚/月(年間12枚) ※①タクシー利用券(Q7、Q17に該当)②バス共通カード購入券(Q6に該当)③福祉有償運送料利用券(Q8に該当)④自動車燃料費助成券(Q18に対応)のうち、いずれか1つを選択バス共通カード購入券は平成21年度限りで廃止平成22年度は①、③、④のうち一つを選択となる | 【対象】1~3級かつIQ50以下(障害者本人の所得制限あり) 【内容】1,500円の助成券を1枚/月(年間12枚) ※①タクシー利用券(Q7、Q17に該当)②バス共通カード購入券(Q6に該当)③福祉有償運送料利用券(Q8に該当)④自動車燃料費助成券(Q18に対応)のうち、いずれか1つを選択バス共通カード購入券は平成21年度限りで廃止平成22年度は①、③、④のうち一つを選択となる |
| 7 | 葉山町 | 無 | 無 | 【対象】1、2級で自己所有の車を自ら運転される場合 【内容】1か月10ℓを上限とする 燃料券 ※タクシー券か燃料券のいずれ かを選択 |
| 8 | 相模原市 | 【対象】1、2 級 【内容】1,500 円の助成券を1 枚 / 月(年間 12 枚) | 【対象】A1、A2(IQ35 以下) 【内容】1,500 円の助成券を 1 枚 / 月(年間 12 枚) | 【対象】1、2級 【内容】1,500 円の助成券を1 枚 / 月(年間 12 枚) |

| No. | 市町村名 | 精神保健福祉手帳 | 療育手帳 | 身体障害者手帳 |
|-----|------|--|--|---|
| 9 | 厚木市 | 無 | 【対象】A1、A2または IQ50 以下で身体障害 3 級で生計を一にする家族が所有する車の場合【内容】1,200 円 / 月を毎月支給※タクシー券受給者は非該当 | 【対象】①1~3級で自己所有の 車の場合 ②1、2級(視覚障害、腎臓障害 は3級まで)、またはIQ50以下 で身体障害3級で生計を一にす る家族が所有する車の場合 【内容】①1,200円×2枚/月を 毎月支給 ②1,200円/月を毎月支給 ※タクシー券受給者は非該当 ※①、②はいずれかのみ |
| 10 | 大和市 | 【対象】1級のみ 【内容】年間24,000円分 ※ガソリン券ではなく月2,000円 を上限にレシートで確認して振 込(本人運転、本人所有者に限 る) ※タクシー券かのいずれかを選 択 | 【対象】A1、A2 【内容】年間 24,000 円分 ※ガソリン券ではなく月 2,000 円 を上限にレシートで確認して振 込 (本人運転、本人所有者に限 る) ※タクシー券かのいずれかを選 択 | 【対象】上肢、内部障害1級、または体幹、下肢、視覚障害1、2級のみ 【内容】年間24,000円分 ※ガソリン券ではなく月2,000円を上限にレシートで確認して振込(本人運転、本人所有者に限る) ※タクシー券かのガいずれかを選択 |
| 12 | 座間市 | 【対象】1級(バスカード・タクシー券・ガソリン券から選択)。2、3級(タクシー券・バス券から選択) 【内容】1,000円×1枚 | 【対象】A1、A2、IQ35 以下 【内容】1,000 円×1 枚 / 月 ※タクシー券・ガソリン券より 選択 | 【対象】視覚障害 1、2 級、肢体 (上肢・下肢・体幹) 障害 1、2 級 (上肢は 2 級除く) 【内容】 1,000 円×1 枚 / 月 ※ タクシー券・ガソリン券から選択 |
| 13 | 綾瀬市 | 【対象】1級 【内容】年間 20,000 円分 ※タクシー券・ガソリン券より 選択 | 【対象】 A1、A2 または、IQ35 以下の方 【内容】年間 20,000 円分 ※「タクシー券」か「ガソリン券」 を、どちらか選択 | 【対象】3級以上の下肢、体幹および視覚に係る障害者、または、2級以上の内部に係る障害者 【内容】年間20,000円分 ※「タクシー券」か「ガソリン券」 を、どちらか選択 |
| 14 | 愛川町 | 【対象】1級のみ「家族運転」 【内容】1,000円×12枚交付 ※タクシー券、ガソリン券より 選択 | 【対象】A1、A2「家族運転」 【内容】1,000 円× 12 枚交付 ※タクシー券、ガソリン券より 選択 | 【対象】1、2級の視覚障害、1級の肢体不自由、1級の内部障害 【内容】タクシー券:500円×48 枚交付 ※タクシー券かガソリン券のど ちらかを選択 |
| 15 | 清川村 | 無 | 【対象】IQ35 以下と生計を同じ くする者がその者のために家族 が運転する場合 【内容】2,000 円 / 月 | 【対象】1、2級の者が自ら運転、 または生計を同じくする者がそ の者のために家族が運転する場 合 【内容】2,000円/月 |
| 18 | 茅ヶ崎市 | 無 | 無 | 【対象】下肢、体幹機能障害1、2級または上肢機能障害1級で自らが所有する自動車を自ら運転する人 【内容】燃料費購入実費の半額を助成(上限50ℓ/月) ※福祉タクシー助成を受けている人は対象外 |

| No. | 市町 村名 | 精神保健福祉手帳 | 療育手帳 | 身体障害者手帳 |
|-----|----------|--|---|---|
| 19 | 秦野市 | 無 | 無 | 【対象】下肢・体幹1、2級、内 部障害1級 【内容】自ら運転する場合、1か 月25ℓまで助成 ※タクシー券か「燃料費」のど ちらか |
| 20 | 伊勢原市 | 無 | 【対象】A1、A2。同居家族所有の車で、障害者のために家族が運転する場合(タクシー券との併用なし) 【内容】1 ℓ 50 円まで月45 ℓ 上限 | 【対象】1~3級で自己所有の車かつ自分で運転(タクシー券との併用なし) 【内容】1ℓ50円まで月45ℓ上限 |
| 24 | 南足柄市 | 無 | 無 | 【対象】1、2級かつ市民税非課税世帯 *タクシー助成対象者は対象外 【内容】30円/ℓ、月額3000円 上限 |
| 25 | 中井町 | 【対象】2 級以上 【内容】1 ℓ につき 50 円の助成(上限 20 ℓ) | 【対象】A2以上 【内容】1ℓにつき50円の助成(上限20ℓ) | 【対象】1~3級(人工透析者除く) 【内容】1ℓにつき50円の助成(上限20ℓ) 【対象】人工透析者(1級) 【内容】1ℓにつき50円の助成(上限60ℓ) |
| 27 | 松田町 | 無 | 無 | ◆燃料費助成 【対象】下肢、体幹、視覚および 内部障害で手帳 1、2級の町内 在住かつ自ら運転に限る 【内容】上限額 1,500 円 / 月(た だし、腎臓機能障害の人 2,000 円 / 月) |
| 29 | 開成町 | 無 | 無 | 【対象】町内在住の本人または同居する家族が所有する自動車を自ら運転する身体障害者手帳1、2級(聴覚障害、上肢障害者を除く) 【内容】自動車燃料費の助成(1か月上限1,500円。人工透析は2,000円) |
| 31 | 箱根町 | 【対象】1級 【内容】1,000 円券を 2 ~ 18 枚交付(ただし在宅者、申請式) ※「タクシー券」か「燃料券」 のどちらかを選択 | 【対象】A1、A2 【内容】1,000 円券を 2 ~ 18 枚交付(ただし在宅者、申請式) ※「タクシー券」か「燃料券」 のどちらかを選択 | 【対象】1、2級(聴覚と上肢障害の2級は除く 【内容】1,000円券を2~18枚交付(透析者は3~36枚)(ただし在宅者、申請式) ※「タクシー券」か「燃料券」のどちらかを選択 |

(5) その他

| (-, | | | | | | |
|-----|----------|--|--|---|--|--|
| No. | 市町 村名 | 精神保健福祉手帳 | 療育手帳 | 身体障害者手帳 | | |
| 4 | 鎌倉市 | ◆福祉有償運送料金助成制度 【対象】1級(障害者本人の所得制限有) 【内容】300円の利用券を4枚/月(年間48枚) ※①タクシー利用券(Q7、Q17に該当)②バス共通カード購入券(Q6に該当)③福祉有償運送料利用券(Q8に該当)④自動車燃料費助成券(Q18に対応)のうち、いずれか1つを選択バス共通カード購入券は平成21年度限りで廃止 平成22年度は①、③、④のうち一つを選択となる | ◆福祉有償運送料金助成制度 【対象】IQ35以下(障害者本人 の所得制限有) 【内容】300円の利用券を4枚/ 月(年間48枚) ※①タクシー利用券(Q7、Q17 に該当)②バス共通カード購入 券(Q6に該当)③福祉有償運 送料利用券(Q8に該当)④自 動車燃料費助成券(Q18に対応) のうち、いずれか1つを選択 バス共通カード購入券は平成 21年度限りで廃止 平成22年度は①、③、④のう ち一つを選択となる | ◆福祉有償運送料金助成制度 【対象】1~3級かつ IQ50以下(障害者本人の所得制限有) 【内容】300円の利用券を4枚/月(年間48枚) ※①タクシー利用券(Q7、Q17に該当)②バス共通カード購入券(Q6に該当)③福祉有償運送料利用券(Q8に該当)④自動車燃料費助成券(Q18に対応)のうち、いずれか1つを選択バス共通カード購入券は平成21年度限りで廃止平成22年度は①、③、④のうち一つを選択となる | | |
| 5 | 逗子市 | 無 | 無 | ◆ハンディキャブ運行サービス 車いす利用者または寝たきりの 高齢者(等級等制限有)無料 | | |

2. 住まいに関するもの

(1) 公営住宅に関するもの

| No. | 市町 村名 | 精神保健福祉手帳 | 療育手帳 | 身体障害者手帳 |
|-----|----------|--|--|--|
| 1 | 横浜市 | ◆市営住宅 ① 【対象】1、2級 【内容】当選率優遇 ② 【対象】1~3級 【内容】単身入居を認める | ◆市営住宅 ① 【対象】A1、A2、B1 【内容】当選率優遇 ② 【対象】A1、A2、B1、B2 【内容】単身入居を認める ※ A1 ⇒ IQ20 以 下、A2 ⇒ IQ21 ~ 35、B1 ⇒ IQ36 ~ 50、B2 ⇒ IQ51 ~ 75 | ◆市営住宅 ① 【対象】1~4級 【内容】当選率優遇 ② 【対象】1~4級 【内容】単身入居を認める |
| 2 | 川崎市 | 【対象】1、2級 【内容】新築住宅公募時の当選率 優遇 | 【対象】最重度~軽度の知的障害 と判定された人 【内容】新築住宅公募時の当選率 優遇 | 【対象】4級以上 【抽選】新築住宅公募時の当選率 優遇 |
| 3 | 横須賀市 | 【対象】2級以上 【内容】3倍優遇 | 【対象】B1 以上 【内容】3 倍優遇 | 【対象】4級以上 【内容】3倍優遇 |
| 5 | 逗子市 | 無 | 無 | 【対象】手帳所持者 【内容】市営住宅に身体障害者用 の住宅あり |
| 7 | 葉山町 | 【対象】1、2級 【内容】町営住宅当選率2倍 | 【対象】1、2級 【内容】町営住宅当選率3倍 | 【対象】1~4級 【内容】町営住宅当選率4倍 |
| 8 | 相模原市 | 【対象】1級から3級 【内容】入居選考時に優遇あり | 【対象】A1、A2、B1、B2 【内容】入居選考時に優遇あり | 【対象】1級から6級 【内容】入居選考時に優遇あり |

| No. | 市町 村名 | 精神保健福祉手帳 | 療育手帳 | 身体障害者手帳 |
|-----|----------|--|--|--|
| | 大和市 | 【内容】応募時の世帯収入の上限 額の緩和 | 【内容】応募時の世帯収入の上限 額の緩和 | 【内容】応募時の世帯収入の上限 額の緩和 |
| 12 | 座間市 | 【内容】所得制限により家賃控除 あり | 【内容】所得制限により家賃控除 あり | 【内容】所得制限により家賃控除 あり |
| 14 | 愛川町 | 【内容】当選率の増加 | 【内容】当選率の増加 | 【内容】当選率の増加 |
| 16 | 平塚市 | 優遇枠あり 細かい資格要件有 詳しくは平塚市役所建築住宅 課住宅管理担当まで | 優遇枠あり 細かい資格要件有 詳しくは平塚市役所建築住宅 課住宅管理担当まで | 優遇枠あり 細かい資格要件有 詳しくは平塚市役所建築住宅 課住宅管理担当まで |
| 17 | 藤沢市 | 【対象】1、2級 【内容】 ◆障害者同居世帯優遇 当選率が通常申込の人より2 倍 ◆障害者向住宅 申込者は原則、夫婦・親子を 主体とした家族であり、申込者 の中で1級から4級までの身体 障害者、重度・中度の知的障害 者及び同程度の精神障害者と同 居をしている方は障害者向住宅 に応募可能。 | 【対象】A1、A2、B1 【内容】 ◆障害者同居世帯優遇 当選率が通常申込の人より2 倍 ◆障害者向住宅 申込者は原則、夫婦・親子を 主体とした家族であり、申込者 の中で1級から4級までの身体 障害者、重度・中度の知的障害 者及び同程度の精神障害者と同 居をしている方は障害者向住宅 に応募可能。 | 【対象】1~4級 【内容】 ◆障害者同居世帯優遇 当選率が通常申込の人より2 倍 ◆障害者向住宅 申込者は原則、夫婦・親子を 主体とした家族であり、申込者 の中で1級から4級までの身体 障害者、重度・中度の知的障害 者及び同程度の精神障害者と同 居をしている方は障害者向住宅 に応募可能。 |
| 19 | 秦野市 | 【対象】1~3級 【内容】 市営住宅の入居について ◆収入制限の緩和 ◆単身入居可能(原則は世帯入 居) ◆入居選考点数の加算 | 【対象】A1 ~ B2 【内容】 市営住宅の入居について ◆収入制限の緩和 ◆単身入居可能(原則は世帯入 居) ◆入居選考点数の加算 | 【対象】1~4級 【内容】 市営住宅の入居について ◆収入制限の緩和 ◆単身入居可能(原則は世帯入 居) ◆入居選考点数の加算 |
| 20 | 伊勢原市 | 【対象】1、2級の人がいる世帯 【内容】入居申し込みの際の当選 率が一般より3倍相当(新築は 5倍相当) (収入基準額を268,000円/月 以下(一般世帯は200,000円/ 月以下)) | 【対象】A1~B1の人がいる世帯 【内容】入居申し込みの際の当選率が一般より3倍相当 (新築は5倍相当) (収入基準額を268,000円/月以下(一般世帯は200,000円/月以下)) | 【対象】1~4級の人がいる世帯 【内容】入居申し込みの際の当選 率が一般より3倍相当(新築は 5倍相当) (収入基準額を268,000円/月 以下(一般世帯は200,000円/ 月以下)) |
| 24 | 南足柄市 | 手帳所持者は単身入居可 | 精神障害の程度に相当する場合、 単身入居可 | 1~4級は単身入居可 |
| 25 | 中井町 | 【対象】1~3級 【内容】町営住宅、募集時優先入 居 | 【対象】精神障害1~3級と同程 度の障害を有する人 【内容】町営住宅、募集時優先入 居 | 【対象】1~4級 【内容】町営住宅、募集時優先入 居 |
| 27 | 松田町 | 【対象】1~3級 【内容】町営住宅、募集時優先入居 | 【対象】A1、A2、B1、B2 【内容】町営住宅、募集時優先入居 | 【対象】1~4級 【内容】町営住宅、募集時優先入居 |

| No. | 市町 村名 | 精神保健福祉手帳 | 療育手帳 | 身体障害者手帳 |
|-----|----------|--|--|--|
| 28 | 山北町 | 【対象】特に定めはないが、次の 内容を満たす者を優先的に選考 する 【内容】速やかに町営住宅に入居 させる必要性があると認めるも のについては、優先的に選考で きる(ただし、事前審査あり) | 【対象】特に定めはないが、次の 内容を満たす者を優先的に選考 する 【内容】速やかに町営住宅に入居 させる必要性があると認めるも のについては、優先的に選考で きる(ただし、事前審査あり) | 【対象】特に定めはないが、次の 内容を満たす者を優先的に選考 する 【内容】速やかに町営住宅に入居 させる必要性があると認めるも のについては、優先的に選考で きる(ただし、事前審査あり) |
| 30 | 小田原市 | 【対象】1、2 級 【内容】考査時の点数加算 | 【対象】A1、A2、B1 【内容】考査時の点数加算 | 【対象】1 ~ 4 級 【内容】考査時の点数加算 |
| 31 | 箱根町 | 【対象】1 級 【内容】町の規則で定める優先入 居事項 | 【対象】A1、A2、B1、B2 【内容】町の規則で定める優先入 居事項 | 【対象】1~4級 【内容】町の規則で定める優先入 居事項 |
| 32 | 真鶴町 | 【内容】公営住宅法と同じく、精神障害1、2級に相当する場合、 単身入居可 | 【内容】公営住宅法と同じく、1、 2級は単身入居可 | 【内容】公営住宅法と同じく、1 ~4級は単身入居可 |

(2) 住宅改修費、保証人、グループホーム家賃・宿泊施設利用料、粗大ごみ収集料、給食など

| (८, |) 1= | E七以修賞、休証人、フルーフル | で一ム家賃・宿汨施設利用料、料 | 1人Cの収集件、和良体C |
|-----|----------|---|---|---|
| No. | 市町 村名 | 精神保健福祉手帳 | 療育手帳 | 身体障害者手帳 |
| 1 | 横浜市 | ◆横業 【内容】家賃の支払い能力はあいたて を表して、 を、 を、 を、 と、 と、 を、 を、 と、 と、 を、 と、 と、 と、 を、 と、 と、 と、 と、 と、 と、 と、 と、 と、 と、 と、 と、 と、 | ◆横業 【内容】家賃の支払い能力はあいたで ものの、連帯保証人が断らかれて をものの、連帯保証人があられて とものの、連帯保証人居協協の のに民間住宅の人で動力の とはなり、 をはまるを をはまるを をはまるを をはまるを をはまるを をはまる。 をはまるを をはまる。 をはまる。 をはまる。 をはまる。 をはまる。 との との との との との との との との との との との との との | ◆横業 【内容】家賃の支払い能力はないれる ものの、連帯保証が断ら動産 となれて しまうるにと対して対して対しまりでである。 が成れて となるでは、はないないのでは、 となるでは、 をはいるでは、 とない。 とない。 とない。 とない。 とない。 とない。 とない。 とない。 |
| 2 | 川崎市 | ◆川崎市居住支援制度 【対象者】手帳所持者・市内在住・ 支援団体の紹介を得られる人 【内容】家賃の支払ができる方で、 民間賃貸住宅を借りる際に、保 証人が見つからない場合に、市 の指定する保証会社を利用し、 協力不動産店や各支援団体によ る入居支援 | ◆川崎市居住支援制度 【対象者】手帳所持者・市内在住・ 支援団体の紹介を得られる人 【内容】家賃の支払ができる方で、 民間賃貸住宅を借りる際に、保 証人が見つからない場合に、市 の指定する保証会社を利用し、 協力不動産店や各支援団体によ る入居支援 | ◆川崎市居住支援制度 【対象者】手帳所持者・市内在住・ 支援団体の紹介を得られる人 【内容】家賃の支払ができる方で、 民間賃貸住宅を借りる際に、保 証人が見つからない場合に、市 の指定する保証会社を利用し、 協力不動産店や各支援団体によ る入居支援 |
| 3 | 横須賀市 | 無 | 無 | ◆住宅改修費助成 |

| No. | 市町 村名 | 精神保健福祉手帳 | 療育手帳 | 身体障害者手帳 |
|-----|----------|--|--|---|
| 5 | 逗子市 | 無 | 無 | ◆住宅改修費助成 |
| 8 | 相模原市 | ◆宿泊施設利用料の助成 【対象】手帳所持者 【内容】宿泊施設を利用した場合 に 3,000 円を助成(年1回、1 泊分のみ) | ◆宿泊施設利用料の助成 【対象】手帳所持者 【内容】宿泊施設を利用した場合 に 3,000 円 を 助成(年 1 回、1 泊分のみ) | ◆宿泊施設利用料の助成 【対象】手帳所持者 【内容】宿泊施設を利用した場合 に 3,000 円を 助成(年1回、1 泊分のみ) |
| 11 | 海老名市 | 【対象】ケアホーム、グループホーム及び福祉ホームに入居している障害者 【内容】月 20,000円 | 【対象】ケアホーム、グループホーム及び福祉ホームに入居している障害者 【内容】月 20,000円 | 【対象】ケアホーム、グループホーム及び福祉ホームに入居している障害者 【内容】月 20,000円 |
| 12 | 座間市 | ◆粗大ごみ収集手数料の減免(1 世帯 5 点まで) 【対象】1 ~ 3 級 | ◆粗大ごみ収集手数料の減免(1 世帯 5 点まで) 【対象】 A1 ~ B2 | ◆粗大ごみ収集手数料の減免(1 世帯 5 点まで) 【対象】1 ~ 6 級 |
| 14 | 愛川町 | ◆グループホーム、ケアホーム 家賃助成 | ◆グループホーム、ケアホーム 家賃助成 | ◆住宅設備改良費の助成 ① 1,000,000 円まで(天井走行式 移動リフトの設置) 【対象】 18 歳以上 65 歳未満の方で、下肢または体幹機能障害 2 級以上で移動が困難な人 ② 600,000 円まで(環境制御装置の設置) 【対象】 18 歳以上の方で四肢機能障害 2 級以上の人 ③ 50,000 円まで(視覚障害者用インターネットソフト購入) 【対象】 1、2 級の視覚障害の人 |
| 16 | 平塚市 | 無 | 無 | ◆障害者自立促進用具購入費助成 (ア) 天井走行式移動リフトの設置 【対象】18 歳以上 65 歳未満の下肢または体幹機能障害、1、2級の方で移動困難な人 【内容】福祉事務所長が必要と認めたものについて最高1,000,000万円まで助成(世帯の所得による) (イ)環境制御装置 【対象】18歳以上で四肢体幹機能障害1、2級 【内容】福祉事務所長が認めたものについて、最高600,000円助成(世帯の所得による) |
| 17 | 藤沢市 | ◆グループホーム 【対象】グループホームに入居し ている障害者 【内容】上限 20,000 円限度 | ◆グループホーム 【対象】グループホームに入居し ている障害者 【内容】上限 20,000 円限度 | ◆グループホーム 【対象】グループホームに入居し ている障害者 【内容】上限 20,000 円限度 |
| 19 | 秦野市 | ◆障害者給食サービス 【対象】1~3級 【内容】秦野市内に居住し、日常 の食生活に困っている在宅障害 者に定期的に食事を配達 | ◆障害者給食サービス 【対象】重度 【内容】秦野市内に居住し、日常 の食生活に困っている在宅障害 者に定期的に食事を配達 | ◆障害者給食サービス 【対象】重度 【内容】秦野市内に居住し、日常 の食生活に困っている在宅障害 者に定期的に食事を配達 |

| No. | 市町 村名 | 精神保健福祉手帳 | 療育手帳 | 身体障害者手帳 |
|-----|----------|---|--|--|
| 20 | 伊勢原市 | ◆グループホーム家賃助成 | ◆グループホーム家賃助成 | 無 |
| 21 | 寒川町 | ◆グループホーム家賃助成 【対象】 【内容】10,000 円程度、家賃の 1/2 額 ※条件有り | ◆グループホーム家賃助成 【対象】 【内容】10,000 円程度、家賃の 1/2 額※条件有り | 無 |
| 27 | 松田町 | 無 | ◆住宅設備改良費の助成 【対象】A1、A2 【内容】限度額 40 万円、自己負 担有 | ◆住宅設備改良費の助成 【対象】1、2級または3級かつ IQ50以下 【内容】限度額40万円、自己負 担有 |
| 31 | 箱根町 | 無 | ◆住宅設備改善に対する助成 【対象】A1、A2、B1 かつ身体障 害 3 級 【内容】一部または全額(ただし 介護保険優先) | ◆住宅設備改善に対する助成 【対象】1、2級、3級かつ病育 B1 【内容】一部または全額(ただし 介護保険優先) |

(3) 上下水道に関するもの

| No. | 市町 村名 | 精神保健福祉手帳 | 療育手帳 | 身体障害者手帳 |
|-----|----------|--|---|---|
| 3 | 横須賀市 | ◆水道料金減免 【対象】1級 【内容】基本使用量減免 ※手帳公布日に 65 歳未満の人に 限る ※生活保護受給世帯、施設入所 先は対象外 | ◆水道料金減免 【対象】A1、A2 (手帳がなくても IQ35の判定含む) 【内容】基本使用量減免 ※手帳公布日に 65 歳未満の人に限る ※生活保護受給世帯、施設入所先は対象外 | ◆水道料金減免 【対象】1、2級または3級かつ IQ50以下 【内容】基本使用量減免 ※手帳公布日に65歳未満の人に限る ※生活保護受給世帯、施設入所 先は対象外 |
| 6 | 三浦市 | ◆水道料金減免 【対象】1級の障害者で在宅の世帯 【内容】基本使用料及び消費税相 当額について水道料金7割、下 水道料金9割減免 | ◆水道料金減免 【対象】A1、A2、身体障害3級 かつB1 【内容】3障害共通 | ◆水道料金減免 【対象】1、2級 【内容】3 障害共通 |
| 7 | 葉山町 | 下水道使用量の減免 【対象】1、2 級 | 下水道使用量の減免 【対象】A1、A2 またはB1 | 下水道使用量の減免 【対象】1~3級 |
| 12 | 座間市 | ◆水道料金減免 【対象】1~3級(所得制限有) ◆公共下水道料金減免 【対象】1~3級 | ◆水道料金減免 【対象】A1 ~ B2(所得制限有) 公共下水道料金減免 【対象】A1 ~ B2 | ◆水道料金減免 【対象】1~3級(所得制限有) ◆公共下水道料金減免 【対象】1~3級 |

| No. | 市町村名 | 精神保健福祉手帳 | 療育手帳 | 身体障害者手帳 |
|-----|------|--|--|--|
| 14 | 愛 | ◆町営水道減免 【対象】1級の手帳を所持している方がいる世帯で、町営税非課税または均等割りのみの課税世帯 【内容】基本料金および基本料金の消費税分の助成 | ◆町営水道減免 【対象】 A1、A2の手帳を所持している方がいる世帯 【内容】基本料金および基本料金の消費税分の助成 ◆住宅設備改良費の助成 【対象】 IQ35 以下(A2程度以下の方)、3級の身体障害者手帳をお持ちの方で、かつ IQ50以下(B1程度以下の方) 【内容】 400,000円まで(玄関・台所・浴室・便所・廊下などの改良費) | ◆町営水道減免 【対象】1、2級の手帳を所持している方がいる世帯 【内容】基本料金および基本料金の消費税分の助成 ◆住宅設備改良費の助成 ①400,000円まで(玄関・台所・浴室・便所・廊下などの改良費) 【対象】(1)身体障害者手帳1、2級、(2)IQ35以下(A2程度以下)、(3)3級の身体障害者手帳所持者で、かつIQ50以下(B1程度以下) ②1,000,000万円まで(天井走行式移動リフトの設置) 【対象】18歳以上65歳未満で、下肢または体幹機能障害2級以上で移動が困難な人 ③600,000円まで(環境制御装置の設置) 【対象】18歳以上で四肢機能障害2級以上で移動が困難な人 ③600,000円まで(環境制御装置の設置) 【対象】18歳以上で四肢機能障害2級以上の人 ④50,000円まで(視覚障害者用インターネットソフト購入) 【対象】1、2級の視覚障害 |
| 16 | 平塚市 | ◆下水道料金減免 【対象】1、2級 【内容】基本料金相当額減免 | ◆下水道料金減免 【対象】 A1、A2、B1・B2 かつ 身体障害者手帳 3 級 【内容】基本料金相当額減免 | ◆下水道料金減免 【対象】1~3級かつ障害手帳 B1・B2 【内容】基本料金相当額減免 |
| 17 | 藤沢市 | ◆下水道使用量の減免 【対象】1、2級 【内容】障害者本人が契約者75% 減免、家族の場合50%減免 | ◆下水道料金減免 【対象】A1、A2、または B1 【内容】障害者本人が契約者 75% 減免、家族の場合 50%減免 | ◆下水道料金減免 【対象】1 ~ 3級 【内容】障害者本人が契約者 75% 減免、家族の場合 50%減免 |
| 18 | 茅ヶ崎市 | ◆水道料金の減免 【対象】1 級または、身体障害3級・療育手帳B1、B2、精神障害2 級のいずれか2つ以上が該当 【内容】基本料金および消費税相 当額が減免 | ◆水道料金の減免 【対象】A1、A2または、身体障害3級、療育手帳B1、B2、精神障害2級のいずれか2つ以上が該当 【内容】基本料金および消費税相当額が減免 | ◆水道料金の減 【対象】1、2級または、身体障害3級・療育手帳B1、B2、精神障害2級のいずれか2つ以上が該当 【内容】基本料金および消費税相当額が減免 |
| 19 | 秦野市 | ◆上下水道料金の減免 【対象】1、2級 【内容】水道基本料金及び下水道 基本料金が減免 (市民税所得割非課税世帯に属し ている場合) | ◆上下水道料金の減免 【対象】A1、A2 【内容】水道基本料金及び下水道 基本料金が減免 (市民税所得割非課税世帯に属し ている場合) | ◆上下水道料金の減免 【対象】1、2級、身体障害者手帳3級で療育手帳B1 【内容】水道基本料金及び下水道 基本料金が減免 (市民税所得割非課税世帯に属している場合) |
| 20 | 伊勢原市 | ◆下水道の減免 | ◆下水道の減免 | ◆下水道の減免 |

| No. | 市町 村名 | 精神保健福祉手帳 | 療育手帳 | 身体障害者手帳 |
|-----|----------|--|---|---|
| 24 | 南足柄市 | ◆水道料の助成 【対象】以下のいずれかに該当者 がいる障害者のみの世帯で、市 民税非課税世帯(精神1級、療 育 A1・A2、身体1・2級、身 体3級かつ IQ50以下) 【内容】基本料金×1.05 | ◆水道料の助成 【対象】以下のいずれかに該当者 がいる障害者のみの世帯で、市 民税非課税世帯(精神1級、療 育 A1・A2、身体1・2級、身 体3級かつIQ50以下) 【内容】基本料金×1.05 | ◆水道料の助成 【対象】以下のいずれかに該当者 がいる障害者のみの世帯で、市 民税非課税世帯(精神1級、療 育 A1・A2、身体1・2級、身 体3級かつIQ50以下) 【内容】基本料金×1.05 |

3. 助成金に関するもの

(1) 重度障害者医療費助成

| No. | 市町 村名 | 精神保健福祉手帳 | 療育手帳 | 身体障害者手帳 |
|-----|----------|--|--|--|
| 1 | 横浜市 | 無 | 【対象】IQ35以下または身体 障害者手帳の交付を受けかつ IQ50以下 【内容】医療費の助成 | 【対象】2 級以上 【内容】医療費の助成 |
| 2 | 川崎市 | 無 | 【対象】A 判定以上(もしくは身体障害3級+知的障害B1) 【内容】保険医療費の自己負担額を助成 | 【対象】2級以上(もしくは身体障害3級+知的障害B1) 【内容】保険医療費の自己負担額を助成 |
| 3 | 横須賀市 | 無 | 【対象】IQ35 以下 【内容】一部負担金の助成 | 【対象】1、2級または3級かつ IQ50以下 【内容】一部負担金の助成 |
| 4 | 鎌倉市 | 【対象】1、2級(所得制限有) 【内容】医療保険費の自己負担額 を助成 | 【対象】A1、A2(所得制限なし) B1(所得制限有) 【内容】医療保険費の自己負担額 を助成 | 【対象】1、2級(所得制限なし) 3級、4級の一部(所得制限有) 【内容】医療保険費の自己負担 額を助成 |
| 5 | 逗子市 | 無 | 【対象】IQ35 以下 【内容】医療費の助成 (上限なし) | 【対象】1、2級 【内容】医療費の助成 (上限なし) |
| 6 | 三浦市 | 無 | 【対象】IQ35 以下 【内容】医療費の助成 (上限なし) | 【対象】1、2級 【内容】医療費の助成 (上限なし) |
| 7 | 葉山町 | 【対象】1級 【内容】医療費の助成(障害者と なった年齢が68歳以上の場合 は除く) | 【対象】A 程度(または IQ35 以下) 【内容】医療費の助成(障害者と なった年齢が 68 歳以上の場合 は除く) | 【対象】1~2級、3級かつIQ50 以下 【内容】医療費の助成(障害者と なった年齢が68歳以上の場合 は除く) |
| 8 | 相模原市 | 【対象】1、2級 【内容】保険診療としてうけたも のの自己負担分(ただし、入院 時の食事療養費、生活療養費を 除く)全額支給 | 【対象】A1、A2(IQ35 以下) 【内容】3 障害共通 | 【対象】1、2級 【内容】3 障害共通 |
| 9 | 厚木市 | 【対象】1級 【内容】保険診療の自己負担分(ただし、入院時の食事療養費、高額療養費分を除く)全額支給 ※所得制限、年齢制限等あり | 【対象】A1、A2、B1 【内容】保険診療の自己負担分(ただし、入院時の食事療養費、高額療養費分を除く)全額支給 ※所得制限、年齢制限等あり | 【対象】1~3級 【内容】保険診療の自己負担分(ただし、入院時の食事療養費、高額療養費分を除く)全額支給 ※所得制限、年齢制限等あり |

| No. | 市町 村名 | 精神保健福祉手帳 | 療育手帳 | 身体障害者手帳 |
|-----|----------|---|---|--|
| | 大和市 | 無 | 【対象】A1、A2 | 【対象】1、2級 |
| 11 | 海老名市 | 【対象】1、2級 【内容】保険診療の自己負担分を 助成 | 【対象】手帳所持者および IQ75 以下 【内容】保険診療の自己負担分を 助成 | 【対象】1~3級 【内容】保険診療の自己負担分を 助成 |
| 12 | 座間市 | 無 | 【対象】A1、A2 【内容】自己負担3割と1割は無料 【対象】B1、B2 【内容】自己負担3割のうち1割が本人負担 | 【対象】1、2級 【内容】自己負担3割と1割は無料 【対象】3、4級 【内容】自己負担3割のうち1割が本人負担 |
| 13 | 綾瀬市 | !!!. | 【対象】A1、A2対象。または、 IQ35以下 【内容】保険診療の自己負担分(入 院時における標準負担額は除 く)の全額助成 | 【対象】1、2級 【内容】保険診療の自己負担分(入 院時における標準負担額は除 く)の全額助成 |
| 14 | 愛川町 | 無 | 【対象】A1、A2 【内容】医療費助成 | 【対象】1、2級、3級かつ療育手 帳 B1 【内容】医療費助成 |
| 15 | 清川村 | 無 | 【対象】A1、A2、B1 【内容】保険診療の自己負担分を 助成 | 【対象】1~3級 【内容】保険診療の自己負担分を 助成 |
| 16 | 平塚市 | 【対象】1級 【内容】保険診療の自己負担分(ただし、高額療養費限度額の範囲に限る)を助成。 | 【対象】IQ40以下の療育手帳所 持者、IQ50以下かつ身体障害 者手帳4級所持者 【内容】保険診療の自己負担分(た だし、高額療養費限度額の範囲 に限る)を助成。 | 【対象】1~3級、またはIQ50 以下かつ身体障害者手帳4級所 持者 【内容】保険診療の自己負担分(た だし、高額療養費限度額の範囲 に限る)を助成。 |
| 17 | 藤沢市 | 【対象】1、2級の手帳所持者 【内容】病院などで診察を受けた 場合に、保険診療の自己負担分 (入院時における標準負担額は 除く)の全額助成 | 【対象】A1、A2、B1 の手帳所持者 【内容】病院などで診察を受けた 場合に、保険診療の自己負担分 (入院時における標準負担額は 除く)の全額助成 | 【対象】1~3級の手帳を所持者、 65歳以上で4級の一部の手帳 所持者 【内容】病院などで診察を受けた 場合に、保険診療の自己負担分 (入院時における標準負担額は 除く)の全額助成 |
| 18 | 茅ヶ崎市 | 【対象】1級 【内容】県内の協力医療機関で診察を受けた場合に、保険診療の自己負担分(入院時における標準負担額は除く)の全額助成 | 【対象】A1、A2 または IQ50 以下かつ身体障害者手帳 3 級 【内容】県内の協力医療機関で診察を受けた場合に、保険診療の自己負担分(入院時における標準負担額は除く)の全額助成 | 【対象】1、2級または3級かつ IQ50以下 【内容】 県内の協力医療機関で診察を受けた場合に、保険診療の自己負担分(入院時における標準負担額は除く)の全額助成 |
| 19 | 秦野市 | 無 | 【対象】IQ35 以下 【内容】医療保険対象の自己負担 分について助成 | 【対象】1、2級または3級かつ IQ50以下 【内容】医療保険対象の自己負担 分について助成 |
| 20 | 伊勢原市 | 無 | 【対象】A1、A2(IQ35 以下) 【内容】保険対象医療費の自己負 担分を助成 | 【対象】1、2級または3級かつ IQ50以下 【内容】保険対象医療費の自己負 担分を助成 |

| No. | 市町 村名 | 精神保健福祉手帳 | 療育手帳 | 身体障害者手帳 |
|-----|----------|-----------------------------------|---|--|
| 21 | 寒 | 【対象】1級 【内容】保険診療自己負担分助成 | 【対象】B1以上、IQ50以下 【内容】保険診療自己負担分助成 | 【対象】1~3級の内部機能障害 【内容】保険診療自己負担分助成 |
| 22 | 大磯町 | 【対象】1、2 級 【内容】保険診療のみ | 【対象】B1 【内容】保険診療のみ | 【対象】3、4級 【内容】保険診療のみ |
| 23 | 二宮町 | 【対象】1、2級 【内容】医療費(保険診療のみ) 助成 | 【対象】A1、A2 【内容】医療費(保険診療のみ) 助成 | 【対象】1、2級 【内容】医療費(保険診療のみ) 助成 |
| 24 | 南足柄市 | 無 | 【対象】A1、A2、3級かつIQ50 以下 【内容】保険診療の自己負担分の 助成 | 【対象】1~3級かつIQ50以下 【内容】保険診療の自己負担分の 助成 |
| 25 | 中井町 | 無 | 【対象】A2 以上 【内容】自己負担分を助成 | 【対象】2級以上、3級以上かつ IQ50以下 【内容】自己負担分を助成 |
| 26 | 大井町 | 無 | 【対象】A1、A2 【内容】保険診療の自己負担分の 助成 | 【対象】1~3級、IQ50以下 【内容】保険診療の自己負担分の 助成 |
| 27 | 松田町 | 無 | 【対象】① IQ が 35 以下、② IQ が 50 以下で身体障害者手帳 3 級 【内容】医療機関で保険診療を受ける場合、保険対象の自己負担部分について助成する(入院の食事療養費を除く) | 【対象】①身体障害者手帳 1、2 級、②身体障害者手帳 3 級で IQ が50 以下 【内容】医療機関で保険診療を受ける場合、保険対象の自己負担部分について助成する(入院の食事療養費を除く) |
| 28 | 山北町 | 無 | 【対象】A 級 【内容】自己負担分を助成 | 【対象】1、2 級 【内容】自己負担分を助成 |
| 29 | 開成町 | 無 | 【対象】A1、A2【内容】医療費の助成(保険対象の自己負担分を助成) | 【対象】1、2級、または3級かつIQ35以下 【内容】医療費の助成(保険対象の自己負担分を助成) |
| 30 | 小田原市 | 無 | 【対象】A1、A2 【内容】医療費の助成 | 【対象】1、2級 【内容】医療費の助成 |
| 31 | 箱根町 | 無 | 【対象】A1、A2、B1 かつ身体障害3級 【内容】保険対象の自己負担分を助成 | 【対象】1~3級かつ療育 B1 【内容】保険対象の自己負担分を 助成 |
| 32 | 真鶴町 | 無 | 【対象】IQ35 以下、身体障害3 級およびIQ50 以下 【内容】保険対象の自己負担分を 助成 | 【対象】1~3級および IQ50以下 【内容】保険対象の自己負担分を 助成 |
| 33 | 湯河原町 | 無 | 【対象】IQ35 以下・身体障害 3 級および IQ50 以下 【内容】未記入 | 【対象】1~2級・3級および IQ50以下 【内容】未記入 |

(2) 福祉手当

| | 市町村名 | 田1141丁二3 精神保健福祉手帳 | 療育手帳 | 身体障害者手帳 |
|---|------|---|--|---|
| 1 | 横浜市 | 【対象】精神科病院または一般病院の精神科病棟に入院している精神障害者 【内容】月10,000万円の入院援護金として支給 ※所得等の条件あり | 無 | 無 |
| 2 | 川崎市 | 【対象】手帳の所持に基づかず 【内容】入院援護金として支給 | 【対象】IQ35 以下 【内容】35,000 円 【対象】IQ40 以下 【内容】25,000 円 ※入所は対象外 | 【対象】1、2級 【内容】35,000円 【対象】3級 【内容】25,000円 【対象】身体障害1、2級かつIQ35以下 【内容】60,000円 【対象】身体障害3級かつIQ50以下 【内容】35,000円 【対象】身体障害4級かつIQ50以下 【内容】25,000円 |
| 3 | 横須賀市 | ◆在宅 【対象】1級 【内容】月額 5,000 円 【対象】2級 【内容】月額 4,000 円 ただし、施設等に入所している 人は除く | ◆在宅 【対象】IQ35以下 【内容】月額 5,000円 【対象】IQ50以下 【内容】月額 4,000円 ただし施設等に入所している人 は除く | ◆在宅 【対象】1~3級かつIQ50以下 【内容】月額5,000円 【対象】3級 【対象】月額4,000円 ただし施設等に入所している人 は除く |
| 4 | 鎌倉市 | ◆在宅(入院も含む) 【対象】1級 【内容】月額 2,500 円 ※入所はなし | ◆在宅 (入院も含む) 【対象】IQ41 以上 50 以下 【内容】月額 3,300 円 【対象】IQ36 以上 40 以下 【内容】月額 2,400 円 【対象】IQ35 以下 【内容】月額 2,500 円 ※入所はなし | ◆在宅(入院も含む) 【対象】1~3級かつ IQ50以下 【内容】月額 2,500円 【対象】3級、4級かつ IQ50以下 【内容】月額 2,400円 ※入所はなし |
| 5 | 逗子市 | ◆在宅 【対象】1級 【内容】月額 4,000 円 【対象】2級 【内容】月額 3,000 円 ◆入院・入所 月額 1 級 4,000 円、2 級 3,000 円 ※ただし施設等の入所者は除く | ◆在宅 【対象】IQ35 以下 【内容】月額 6,000 円 ◆入院・入所 IQ35 以下月額 6,000 円 ※ただし施設等の入所者は除く | ◆在宅 【対象】1、2級、20歳未満の3級の方 【内容】月額6,000円 【対象】3級 【内容】月額5,000円 ◆入院・入所 1、2級、20歳未満の3級月額6,000円、3級月額5,000円、3級月額5,000円 ※ただし施設等の入所者は除く |
| 6 | 三浦市 | 無 | ◆三浦市心身障害児手当 ※在宅のみ 【対象】20歳未満の在宅障害児 で IQ50以下 【内容】月額 2,000 円を年 4 回支 給 | ◆三浦市心身障害児手当 ※在宅のみ 【対象】20歳未満の在宅障害児 で1級から3級 【内容】月額2,000円を年4回支 給 |

| No. | 市町村名 | 精神保健福祉手帳 | 療育手帳 | 身体障害者手帳 |
|-----|------|--|--|--|
| 7 | 葉山町 | ◆在宅 (入院も含む) 【対象】重度は 20 歳以下、中度 【内容】 15,000 円/年 【対象】軽度 【内容】 10,000 円/年 ※入所者は対象外 | ◆在宅(入院も含む) 【対象】重度は20歳以下、中度 【内容】15,000円/年 【対象】軽度 【内容】 10,000円/年 ※入所者は対象外 | ◆在宅(入院も含む) 【対象】重度は20歳以下、中度 【内容】15,000円/年 【対象】軽度 【内容】10,000円/年 ※入所者は対象外 |
| 8 | 相模原市 | ◆在宅(入院も含む) 【対象】①重度:1、2級②中度: 3級 【内容】①重度:月額5,000円 ②中度:月額3,000円 ※入所者は対象外 | ◆在宅 (入院も含む) 【対象】①重度:身体障害 1、2 級、 IQ35 以下、身体障害 3 級かつ IQ50 以下 ②中度:身体障害 3 級、IQ40 以下、 身体障害 4 級かつ IQ50 以下 【内容】①重度:月額 5,000 円 ②中度:月額 3,000 円 ※入所者は対象外 | ◆在宅 (入院も含む) 【対象】①重度:身体障害 1、2 級、 IQ35 以下、身体障害 3 級かつ IQ50 以下 ②中度:身体障害 3 級、IQ40 以下、 身体障害 4 級かつ IQ50 以下 【内容】3 ①重度:月額 5,000 円 ②中度:月額 3,000 円 ※入所者は対象外 |
| 9 | 厚木市 | ◆在宅 【対象】①1級②2級 【内容】年額①36,000円②26,000円 ◆施設入所 【対象】①1級②2級 【内容】年額①34,000円②26,000円 | ◆在宅 【対象】① IQ50 以下② IQ51 ~ 75 【内容】年額① 36,000 円② 26,000 円 ◆施設入所 【対象】① IQ50 以下② IQ51 ~ 75 【内容】年額① 34,000 円② 26,000 円 | ◆在宅 【対象】①1、2級②3、4級 【内容】年額①36,000円②26,000円 ◆施設入所 【対象】①1、2級②3、4級 【内容】年額①28,000円②18,000円 |
| 10 | 大和市 | ◆在宅 (入院も含む) 【対象】1、2級ただし、国手当 受給者、障害基礎年金受給者及 び施設入所者を除く (所得制限 あり) 【内容】月3,000円 | ◆在宅(入院も含む) 【対象】A1、A2、B1 ただし、国 手当受給者、障害基礎年金受給 者及び施設入所者を除く(所得 制限あり) 【内容】月3,000円 | ◆在宅(入院も含む) 【対象】1級から4級ただし、国 手当受給者、障害基礎年金受給 者及び施設入所者を除く(所得 制限あり) 【内容】月3,000円 |
| 11 | 海老名市 | ◆在宅・入院・入所共通 【対象】 非課税世帯のみ(年額) 【内容】 1級 36,000円 2級 12,000円 | ◆在宅・入院・入所共通 【対象】 非課税世帯のみ(年額) 【内容】 A:36,000円 B: 12,000円 | ◆在宅・入院・入所共通 【対象】 非課税世帯のみ(年額) 【内容】 1、2 級 36,000 円 3 級 12,000 円 |
| 12 | 座間市 | 無 | 【対象】B1、B2 【内容】未記入 | 【対象】4~6級 【内容】未記入 |
| 13 | 綾瀬市 | ◆綾瀬市障害者愛護手当 (在宅・入院・入所共通) 【対象】 1 級 【内容】 15,000 円 【対象】 2 級 【内容】 9,000 円 | ◆綾瀬市障害者愛護手当 (在宅・入院・入所共通) 【対象】 A1、A2 【内容】 15,000 円 【対象】 B1 【内容】 9,000 円 【対象】 B2 【内容】 6,000 円 | ◆綾瀬市障害者愛護手当 (在宅・入院・入所共通) 【対象】 1、2 級 【内容】 15,000 円 【対象】 3、4 級 【内容】 9,000 円 【対象】 5、6 級 【内容】 6,000 円 |

| No. | 市町村名 | 精神保健福祉手帳 | 療育手帳 | 身体障害者手帳 |
|-----|------|--|---|---|
| 14 | 愛 | ◆在宅のみ 【対象】 1 級 【内容】 35,000 円 (年額) 【対象】 2 級 【内容】 20,000 円 (年額) 【対象】 3 級 【内容】 7,000 円 (年額) | ◆在宅のみ 【対象】 A2 程度以下 【内容】 35,000 円 (年額) 【対象】 B1 程度以下 【内容】 20,000 円 (年額) 【対象】 B2 程度以下 【内容】 7,000 円 (年額) | ◆在宅のみ 【対象】1、2級。もしくは、3級かつ療育手帳 B1 程度以下 【内容】35,000円(年額) 【対象】3、4級。もしくは、5級かつ療育手帳 B2 程度以下 【内容】20,000円(年額) 【対象】5、6級 【内容】7,000円(年額) |
| 15 | 清川村 | ◆在宅のみ 【対象】1級【内容】30,000円 【対象】2級【内容】25,000円 | ◆在宅のみ 【対象】A1、A2【内容】30,000 円 【対象】B1【内容】25,000円 【対象】B2【内容】15,000円 | ◆在宅のみ 【対象】1級 【内容】30,000 円 【対象】2級 【内容】25,000 円 【対象】3級 【内容】20,000 円 【対象】4級 【内容】10,000 円 【対象】5級 【内容】7,000 円 【対象】6級 【内容】5,000 円 |
| 16 | 平塚市 | 【対象】精神障害者保健福祉手帳 1、2級(施設等に入所してい る人は対象外) 【内容】月額3,000円を支給(振 込は4か月に1回) | 【対象】IQ50以下(施設等の入 所者は対象外) 【内容】月額3,000円を支給(振 込は4か月に1回) | 【対象】身体障害者手帳1~3級 (施設等の入所者は対象外) 【内容】月額3,000円を支給(振 込は4か月に1回) |
| 17 | 藤沢市 | ◆在宅のみ 【対象】1、2級の手帳所持者で、 市内に居住する20歳未満の人、 あるいは20歳以上65歳未満の 人で、個人市町村民税が課税し ていない人 【内容】月額4,000円 | ◆在宅のみ 【対象】A1、A2、B2の手帳所持 者(IQ50以下)で、市内に居 住する20歳未満の人、あるい は20歳以上65歳未満の人で、 個人市町村民税が課税していな い人 【内容】月額4,000円 | ◆在宅のみ 【対象】 1~3級の手帳所持者 で、市内に居住する20歳未満 の人、あるいは20歳以上65歳 未満の人で、個人市町村民税が 課税していない人 【内容】月額4,000円 |
| 18 | 茅ヶ崎市 | ※在宅のみ ◆特別障害者手当 【対象】20歳以上で一定基準 ※医師の診断書が必要な場合有 【内容】26,440円 ◆障害児福祉手当 【対象】20歳以未満で別表の一定基準 【内容】14,880円 ◆茅ヶ崎市重度障害者福祉手当 【対象】1級 【内容】2,500円 【対象】2 級 【内容】1,500円 ※ただし、特別障害者手当、障害児手当、経過的福祉手当の受給者は除く | ※在宅のみ ◆特別障害者手当 【対象】20歳以上で一定基準 ※医師の診断書が必要な場合有 【内容】26,440円 ◆障害児福祉手当 【対象】20歳以未満で別表の一定基準 【内容】14,880円 ◆茅ヶ崎市重度障害者福祉手当 【対象】IQ35以下またはIQ50以下かつ身体3級 【内容】2,500円 【対象】IQ40以下またはIQ50以下かつ身体4級 【内容】1,500円 ※ただし、特別障害者手当、障害児手当、経過的福祉手当の受給者は除く | ※在宅のみ ◆特別障害者手当 【対象】20歳以上で一定基準 ※医師の診断書が必要な場合有 【内容】26,440円 ◆障害児福祉手当 【対象】20歳以未満で別表の一定基準 【内容】14,880円 ◆茅ヶ崎市重度障害者福祉手当 【対象】1、2級または3級かつIQ50以下【内容】2500円 【対象】3級かたは4級かつIQ50以下 【内容】1,500円 ※ただし、特別障害者手当、障害児手当、経過的福祉手当の受給者は除く |
| 19 | 秦野市 | ◆在宅のみ 【対象】1級 【内容】35,000円 【対象】2級 【内容】30,000円 ※条件あり | ◆在宅のみ 【対象】IQ35 以下、身体障害者 手帳3、4 級でIQ50 以下 【内容】 35,000 円 【対象】IQ50 以下、身体障害者 手帳5、6 級でIQ70 以下 【内容】 30,000 円 ※条件あり | ◆在宅のみ 【対象】1、2 級、身体障害者手帳 3、 4 級で IQ50 以下 【内容】 35,000 円 【対象】3、4 級、身体障害者手帳 5、 6 級で IQ70 以下 【内容】 30,000 円 ※条件あり |

| No. | 市町村名 | 精神保健福祉手帳 | 療育手帳 | 身体障害者手帳 |
|-----|------|--|--|---|
| 20 | 伊熱 | ◆在宅(入院も含む) 【対象】1 級 【内容】25,000 円 【対象】2 級 【内容】17,000 円 ※入所は対象外 | ◆在宅(入院も含む) 【対象】IQ35 以下(A1A2) 【内容】25,000 円 【対象】IQ50 以下(B1) 【内容】17,000 円 【対象】IQ70 以下(B2) 【内容】9,000 円 ※入所は対象外 | ◆在宅(入院も含む) 【対象】1 級 2 級 【内容】25,000 円 【対象】3、4 級 【内容】17,000 円 【対象】5、6 級 【内容】9,000 円 ※入所は対象外 |
| 21 | 寒川町 | ◆在宅のみ 【対象】①2級以上および身体障 害者手帳2級以上かつ知的指数 35以下 【内容】①20,000円 【対象】②2級以上 【内容】②17,000円 | ◆在宅のみ 【対象】① IQ35 以下で身体障害 者手帳 1、2 級または精神障害 者手帳 1、2 級 【内容】① 20,000 円 【対象】② IQ35 以下療育手帳 A 【内容】② 17,000 円 【対象】③ IQ50 以下で身体手帳 4 級 【内容】③ 10,000 円 | ◆在宅のみ 【対象】1、2級 【内容】17,000円 【対象】3級 【内容】10,000円 |
| 23 | 二宮町 | ◆在宅のみ 【対象】1級 【内容】年額7,000円 【対象】2級 【内容】年額5,000円 【対象】3級 【内容】年額3,500円 | ◆在宅のみ 【対象】A1、A2 【内容】年額 7,000 円 【対象】B1 【内容】年額 5,000 円 【対象】B2 【内容】年額 3,500 円 | ◆在宅のみ 【対象】1、2級 【内容】年額7,000円 【対象】3、4級 【内容】年額5,000円 【対象】5、6級 【内容】年額3,500円 |
| 24 | 南足柄市 | ◆在宅のみ 【対象】A1、A2、身体1、2級、 精神1級の複数手帳所持者また は障害児福祉手当・特別障害者 手当受給者 * 65 歳未満 【内容】12,000円 | ◆在宅のみ 【対象】A1、A2、身体 1、2 級、 精神 1 級の複数手帳所持者また は障害児福祉手当・特別障害者 手当受給者 * 65 歳未満 【内容】12,000 円 | ◆在宅のみ 【対象】A1、A2、身体1、2級、 精神1級の複数手帳所持者また は障害児福祉手当・特別障害者 手当受給者 * 65 歳未満 【内容】12,000円 |
| 25 | 中井町 | 無 | 【対象】A2以上 【内容】自己負担分を助成 | 【対象】2 級以上、3 級かつ IQ50 以下 【内容】自己負担分を助成 |
| 26 | 大井町 | 無 | ◆在宅のみ 【対象】A1、A2 【内容】年額 12,000 円 | ◆在宅のみ 【対象】1、2 級 【内容】年額 12,000 円 |
| 29 | 開成町 | 無 | ◆重度障害者年金 ※在宅のみ 【対象】A1、A2 【内容】年額 12,000 円 | ◆重度障害者年金 ※在宅のみ 【対象】1、2級または3級かつ IQ50以下 【内容】年額12,000円 |
| 30 | 小田原市 | ◆在宅のみ 【対象】1、2級で20歳以上の保 護者 【内容】月額2,000円 | ◆在宅のみ 【対象】A1、A2、B1 で 20 歳以上 の保護者 【内容】月額 2,000円 | ◆在宅のみ 【対象】1~4級で20歳以上の 保護者 【内容】月額2,000円 |
| 31 | 箱根町 | 無 | ◆在宅、入院、入所共通 【対象】療育手帳 IQ40 以下、IQ50 以下かつ身体 4 級(1 年以上の 住民登録要) 【内容】年額 7,000 円 | ◆在宅、入院、入所共通 【対象】1~3級、4級かつ療育 手帳 IQ50以下(1年以上の住 民登録要) 【内容】年額7,000円 |

| No. | 市町 村名 | 精神保健福祉手帳 | 療育手帳 | 身体障害者手帳 |
|-----|----------|----------|--|---|
| 32 | 真鶴町 | 無 | ◆在宅のみ 【対象】IQ35 以下(1 年以上の住 民登録要) 【内容】 年 1 回(12 月) に 5,000 円支給 | ◆在宅のみ 【対象】1、2級(1年以上の住民 登録要) 【内容】年1回(12月)に 5,000 円支給 |

(3) 通所交通費助成

| | 3) 迪州文迪負明成 | | | | | |
|-----|------------|---|--|--|--|--|
| No. | 市町 村名 | 精神保健福祉手帳 | 療育手帳 | 身体障害者手帳 | | |
| 1 | 横浜市 | 【対象】市内に居住する15歳以上の居住者 【内容】地域作業所等の通所施設または精神科デイケアに通所の際に要した本人および送迎介所者の交通費を助成 | 無 | 無 | | |
| 2 | 川崎市 | 有 ※ただし手帳所持に基づかず支 給 | 無 | 無 | | |
| 3 | 横須賀市 | 【対象】障害者施設(作業所含む) 通所者 【内容】公共交通機関交通費全額 (ただし、自家用車 2,000 円 / 月) | 【対象】障害者施設(作業所含む) 通所者 【内容】公共交通機関交通費全額 (ただし、自家用車 2,000 円 / 月) | 【対象】障害者施設(作業所含む) 通所者 【内容】公共交通機関交通費全額 (ただし、自家用車 2,000 円/月) | | |
| 4 | 鎌倉市 | 社会福祉施設に通所するものに 支給 | 社会福祉施設に通所するものに 支給 | 社会福祉施設に通所するものに 支給 | | |
| 5 | 逗子市 | 【対象】通園施設、援護施設、その他に通園通所する児者が対象。 ※ただし、手帳を持っていない精神通院受給者証所持者も対象 | 【対象】通園施設、援護施設、そ の他に通園通所する児者が対象 | 【対象】身体障害者更生援護施設 に通所する児者 | | |
| 6 | 三浦市 | 【対象】社会福祉施設通所者 【内容】訓練等のため地域作業所 に通所した人に交通費を補助 | 【対象】社会福祉施設通所者 【内容】訓練等のため地域作業所 に通所した人に交通費を補助 | 【対象】社会福祉施設通所者 【内容】訓練等のため地域作業所 に通所した人に交通費を補助 | | |
| 7 | 葉山町 | 【対象】 ・障害者自立支援法における生活介護、児童デイサービス、自立訓練、就労移行支援、就労継続支援または同法附則に定める旧法指定施設の支給決定を受けている人で、当該所している人で、通所している人で、で作業を行うため、現に通所している人【内容】最も経済的な経路で通所した公共交通機関利用に要した費用、または施設等が有償で行う送迎の実費 | 【対象】 ・障害者自立支援法における生活介護、児童デイサービス、自立訓練、就労移行支援、就労総続支援または同法附則に定を受けている人で、当該サービス人で、当該サービス人で、当該サービス人で、当がでして、当がでの他、町長が認める施設において作業を行うため、現に通所している人 【内容】最も経済的な経路で通所した公共交通機関利用に要した費用、または施設等が有償で行う送迎の実費 | 【対象】 ・障害者自立支援法における生活介護、児童デイサービス、自立訓練、就労移行支援、就労総続支援または同法附則に定を受けている人で、当該サービス人で、当該サービス人で、当所に現に通所している人で、の他、町長が認める施設において作業を行うため、現に通所している人【内容】最も経済的な経路で通所した公共交通機関利用に要した公共交通機関利用に費用、または施設等が有償で行う送迎の実費 | | |

| No. | 市町 村名 | 精神保健福祉手帳 | 療育手帳 | 身体障害者手帳 |
|-----|----------|--|--|--|
| 8 | 相模原市 | 【内容】施設等への通所に要した 交通費の2分の1を支給 ※精神のみバス利用の場合は全 額助成。ただし手帳のサービス ではない | 【内容】施設等への通所に要した 交通費の2分の1を支給 | 【内容】施設等への通所に要した 交通費の2分の1を支給 |
| 9 | 厚木市 | 【対象】厚木市に在住若しくは市の支援対象者 【内容】電車・バス⇒3分の2の額を助成施設有料送迎⇒実額の3分の2の額を助成自家用車⇒10km未満は日額100円、10km以上は日額200円を助成(自己の運転に限る)介護タクシー⇒10km未満は日額100円、10km以上日額200円を助成※それぞれ上限等あり、手帳を要件としない | 【対象】厚木市に在住若しくは市の支援対象者 【内容】電車・バス⇒3分の2の額を助成施設有料送迎⇒実額の3分の2の額を助成自家用車⇒10km未満は日額100円、10km以上は日額200円を助成(自己の運転に限る)介護タクシー⇒10km未満は日額100円、10km以上日額200円を助成※それぞれ上限等あり、手帳を要件としない | 【対象】厚木市に在住若しくは市の支援対象者 【内容】電車・バス⇒3分の2の額を助成施設有料送迎⇒実額の3分の2の額を助成自家用車⇒10km未満は日額100円、10km以上は日額200円を助成(自己の運転に限る)介護タクシー⇒10km未満は日額100円、10km以上日額200円を助成※それぞれ上限等あり、手帳を要件としない |
| 10 | 大和市 | 有 ※ただし手帳所持に基づかず支 給 | 有 ※ただし手帳所持に基づかず支 給 | 有 ※ただし手帳所持に基づかず支 給 |
| 11 | 海老名市 | 【対象】施設通所および地域作業 所通所者 【内容】1月の定期額を上限とす る | 【対象】旧法および新法施設、または地域作業所通所者 【内容】月額 5,000 円を上限とする | 【対象】旧法および新法施設、または地域作業所通所者 【内容】月額 5,000 円を上限とする |
| 12 | 座間市 | 有 | 有 | 有 |
| 13 | 綾瀬市 | 【対象】規定する障害者施設に通 所する人 【内容】通所に要した交通費実費 分を定期代を上限とし助成 | 【対象】規定する障害者施設に通 所する人 【内容】通所に要した交通費実費 分を定期代を上限とし助成 | 【対象】規定する障害者施設に通 所する人 【内容】通所に要した交通費実費 分を定期代を上限とし助成 |
| 14 | 愛川町 | 【対象】愛川町が障害福祉サービスの支給決定を行った人であって、当該施設に通所している人【内容】最も経済的な通常の経路及び方法により算出した交通費(バス運賃、鉄道運賃、自動車等の使用距離によって定めた距離を通所日数に応じて助成) | 【対象】愛川町が障害福祉サービスの支給決定を行った人であって、当該施設に通所している人【内容】最も経済的な通常の経路及び方法により算出した交通費(バス運賃、鉄道運賃、自動車等の使用距離によって定めた距離を通所日数に応じて助成) | 【対象】①愛川町が障害福祉サービスの支給決定を行った人であって、当該施設に通所している人。②愛川町に住所を有し障害者地域作業所に通所している人 【内容】最も経済的な通常の経路及び方法により算出した交通費(バス運賃、鉄道運賃、自動車等の使用距離によって定めた距離を通所日数に応じて助成) |
| 15 | 清川村 | 【対象】精神障害者地域作業所に 通院している人 【内容】交通費の実費を助成 | 【対象】社会福祉施設に通所する 人 【内容】通所に要した交通費の 2/3 | 【対象】社会福祉施設に通所する 人 【内容】通所に要した交通費の 2/3 |
| 16 | 平塚市 | *助成制度はあるが、手帳所持 を要件としていない | *助成制度はあるが、手帳所持 を要件としていない | *助成制度はあるが、手帳所持 を要件としていない |

| No. | 市町 村名 | 精神保健福祉手帳 | 療育手帳 | 身体障害者手帳 |
|-----|----------|---|---|---|
| 17 | 藤沢市 | 【対象】規定する障がい者施設等に通所する人 【内容】通所に要した交通費実費 分を定期代を上限として助成。 ただし、次の場合は除く。自動 車等を利用している方のうち施 設等への直線距離が1km未満 の方。生活保護受給者。施設の 無料送迎を受けている人 | 【対象】規定する障がい者施設等に通所する人 【内容】通所に要した交通費実費 分を定期代を上限として助成。 ただし、次の場合は除く。自動 車等を利用している方のうち施 設等への直線距離が1km未満 の方。生活保護受給者。施設の 無料送迎を受けている人 | 【対象】規定する障がい者施設等に通所する人 【内容】通所に要した交通費実費 分を定期代を上限として助成。 ただし、次の場合は除く。自動 車等を利用している方のうち施 設等への直線距離が1km未満 の方。生活保護受給者。施設の 無料送迎を受けている人 |
| 18 | 茅ヶ崎市 | 【対象】市内在住で福祉施設に通 所※手帳所持を要件としない 【内容】交通費実費と定期運賃の 低い方の額を支給。(自転車、 自家用車の送迎の場合は100円 /日を支給) | 【対象】市内在住で福祉施設に通 所※手帳所持を要件としない 【内容】交通費実費と定期運賃の 低い方の額を支給。(自転車、 自家用車の送迎の場合は100円 /日を支給) | 【対象】市内在住で福祉施設に通 所※手帳所持を要件としない 【内容】交通費実費と定期運賃の 低い方の額を支給。(自転車、 自家用車の送迎の場合は100円 /日を支給) |
| 19 | 秦野市 | 【内容】上限1か月の定期代 | 【内容】上限1か月の定期代 | 【内容】上限1か月の定期代 |
| 20 | 伊勢原市 | 【公共交通機関利用】交通費と定期運賃を比較して低い方の交通費を助成。割引運賃が適用となる公共交通機関の場合8割。ただし、割引運賃が適用とならないバスや小田急線等を利用した場合は9割負担【自家用車利用】5km未満は日額100円の9割、5km以上10km未満は日額200円の9割 | 【公共交通機関利用】交通費実費と定期運賃を比較して低い方の交通費を助成。割引運賃が適用となる公共交通機関の場合8割。ただし、割引運賃が適用とならないバスや小田急線等を利用した場合は9割負担 【自家用車利用】5km未満は日額100円の9割5km以上10km未満は日額150円の9割、10km以上は日額200円の9割 | 【公共交通機関利用】交通費実費と定期運賃を比較して低い方の交通費を助成。割引運賃が適用となる公共交通機関の場合8割。ただし、割引運賃が適用とならないバスや小田急線等を利用した場合は9割負担【自家用車利用】5km未満は日額100円の9割5km以上10km未満は日額150円の9割、10km以上は日額200円の9割 |
| 21 | 寒川町 | 【内容】交通費実費と定期運賃を 比較して低い方の交通費を助成 | 【内容】交通費実費と定期運賃を 比較して低い方の交通費を助成 | 【内容】交通費実費と定期運賃を 比較して低い方の交通費を助成 |
| 22 | 大磯町 | 【内容】通所に要した運賃の 1/2、 自家用車等を使用する場合、距 離に応じた額を助成、ただし、 月 12 日以上使用した場合のみ | 【内容】通所に要した運賃の 1/2、 自家用車等を使用する場合、距 離に応じた額を助成、ただし、 月 12 日以上使用した場合のみ | 【内容】通所に要した運賃の 1/2、 自家用車等を使用する場合、距 離に応じた額を助成、ただし、 月 12 日以上使用した場合のみ |
| 23 | 二宮町 | 【内容】通所に要する定期券の額 または1回の往復運賃×所要日 数(少ない方) | 【内容】通所に要する定期券の額の1/2の額または1回の往復運賃×所要日数の1/2の額(少ない方) | 【内容】通所に要する定期券の額の1/2の額または1回の往復運賃×所要日数の1/2の額(少ない方) |
| 24 | 南足柄市 | 【対象】精神障害者 【内容】運賃の額に相当する額な どの 1/2 の額 *対象施設は、旧法施設、作業 所 | 【対象】手帳所持者 【内容】運賃の額に相当する額な どの 1/2 の額 *対象施設は、旧法施設、作業 所 | 【対象】手帳所持者 【内容】運賃の額に相当する額な どの 1/2 の額 *対象施設は、旧法施設、作業 所 |
| 25 | 中井町 | 【内容】公共交通利用の場合は 実費の1/2、自家用車距離に応 じて(5km 未満;2,000円、5 以上~10km 未満;3,000円、 10km以上;5,000円) | 【内容】公共交通利用の場合は 実費の1/2、自家用車距離に応 じて(5km未満;2,000円、5 以上~10km未満;3,000円、 10km以上;5,000円) | 【内容】公共交通利用の場合は 実費の1/2、自家用車距離に応 じて(5km 未満;2,000円、5 以上~10km 未満;3,000円、 10km以上;5,000円) |
| 26 | 大井町 | 【内容】交通費(定期券額)の半額支給 | 【内容】交通費(定期券額)の半 額支給 | 【内容】交通費(定期券額)の半 額支給 |

| No. | 市町 村名 | 精神保健福祉手帳 | 療育手帳 | 身体障害者手帳 |
|-----|----------|---|---|---|
| 27 | 松田町 | ◆障害者施設通所交通費助成事業 【対象】精神障害者社会復帰施設、 障害者地域作業所に通所している人 【内容】施設に通所する際の交通 費を半額支給 | ◆障害者施設通所交通費助成事業 【対象】知的障害者施設、障害者 地域作業所に通所している人 【内容】施設に通所する際の交通 費を半額支給 | 無 |
| 28 | 山北町 | 要綱に定める対象施設に通所している場合、助成している | 要綱に定める対象施設に通所している場合、助成している | 要綱に定める対象施設に通所している場合、助成している |
| 29 | 開成町 | 要項に定める対象施設に通所し ている場合、助成している | 要項に定める対象施設に通所し ている場合、助成している | 要項に定める対象施設に通所し ている場合、助成している |
| 30 | 小田原市 | 【対象】手帳所持者または自立支援医療受給者証所持者 【内容】対象となる通所施設へ通所した際にかかった交通費の実費相当額を助成 *小田原市障害者地域生活支援事業実施要綱の規定による | 【対象】手帳所持者または自立支援医療受給者証所持者 【内容】対象となる通所施設へ通 所した際にかかった交通費の実 費相当額を助成 *小田原市障害者地域生活支援 事業実施要綱の規定による | 【対象】手帳所持者または自立支援医療受給者証所持者 【内容】対象となる通所施設へ通 所した際にかかった交通費の実 費相当額を助成 *小田原市障害者地域生活支援 事業実施要綱の規定による |
| 31 | 箱根町 | 【対象】更生または社会復帰のための施設に通所する人 【内容】全額助成 | 【対象】更生または社会復帰のための施設に通所する人 【内容】全額助成 | 【対象】更生または社会復帰のための施設に通所する人 【内容】全額助成 |
| 32 | 真鶴町 | 【対象】作業所等の社会復帰施設 に通所している場合 【内容】全額助成 | 無 | 無 |
| 33 | 湯河原町 | 【対象】作業所等の社会復帰施設 に通所している場合 【内容】全額助成 | 社会福祉協議会に助成制度あり | 無 |

4. その他の市町村独自サービス

| No. | 市町 村名 | 精神保健福祉手帳 | 療育手帳 | 身体障害者手帳 |
|-----|----------|--|--|------------------------------|
| 1 | 横浜市 | 無 | 無 | ◆自立支援医療費の助成 所得に応じた限度額あり |
| 3 | 横須賀市 | ◆雇用奨励金 【内容】雇用促進、就労定着を目 的とし、3か月以上雇用する事 業主に対し支給 | ◆雇用奨励金 【内容】雇用促進、就労定着を目 的とし、3か月以上雇用する事 業主に対し支給 | ◆自動車改造費助成 ◆自動車運転免許取得費用の補助 |
| 5 | 逗子市 | ◆雇用報償金 【内容】雇用促進、就労定着を目 的とし、3か月以上雇用する事 業主に対し支給 | ◆雇用報償金 【内容】雇用促進、就労定着を目 的とし、3か月以上雇用する事 業主に対し支給 | ◆自動車改造費助成 ◆自動車運転免許取得費用の補助 |

| No. | 市町 村名 | 精神保健福祉手帳 | 療育手帳 | 身体障害者手帳 |
|-----|----------|---|--|---|
| 7 | 葉山町 | ◆施設入所者の帰宅訓練 【対象】町内在住で住民登録のある心身障害者または心身障害者 を扶養している保護者 【内容】最も経済的な経路で通所 した公共交通機関利用に要した 費用、または施設等が有償で行 う送迎の実費 | ◆施設入所者の帰宅訓練 【対象】町内在住で住民登録のある心身障害者または心身障害者を扶養している保護者 【内容】最も経済的な経路で通所した公共交通機関利用に要した費用、または施設等が有償で行う送迎の実費 | ◆施設入所者の帰宅訓練 【対象】町内在住で住民登録のある心身障害者または心身障害者を扶養している保護者 【内容】最も経済的な経路で通所した公共交通機関利用に要した費用、または施設等が有償で行う送迎の実費 |
| 8 | 相模原市 | ◆宿泊施設利用料の助成 【対象】手帳所持者 【内容】宿泊施設を利用した場合 に3,000 円を助成(年1回、1 泊分のみ) | ◆宿泊施設利用料の助成 【対象】手帳所持者 【内容】宿泊施設を利用した場合 に 3,000 円 を 助成 (年 1 回、1 泊分のみ) ◆就労支度金の給付 【対象】自立訓練、就労移行支援、 旧法身体障害施設の訓練を終了 し就業等をしたもの 【内容】就職支援金 36,000 円を支 給 | ◆宿泊施設利用料の助成 【対象】手帳所持者 【内容】宿泊施設を利用した場合 に 3,000 円を助成(年1回、1 泊分のみ) ◆就労支度金の給付 【対象】自立訓練、就労移行支援、 旧法身体障害施設の訓練を終了 し就業等をしたもの 【内容】就職支援金 36,000 円を支 給 |
| 10 | 大和市 | ◆65歳未満者への紙おむつ支給 【対象】就学年齢以上の1級の者 (ただし、在宅で紙おむつを常 時使用していること) | ◆ 65 歳未満者への紙おむつ支給 【対象】就学年齢以上の A1 の者 (ただし、在宅で紙おむつを常時 使用していること) | ◆ 65 歳未満者への紙おむつ支給 【対象】3 歳以上の1、2 級の者 (ただし、在宅で紙おむつを常時 使用していること) |
| 11 | 海老名市 | 無 | 無 | ◆就労支度金の給付 【対象】旧法施設および就労移行 施設、就労継続施設支給決定者 のうち、就職または自営により 退所する方 【内容】36,000円 |
| 14 | 愛川町 | ◆手帳診断書料金の助成 手帳取得者について新規申請 のみ助成(上限7,000円) ※平成22年3月をもって廃止 | 無 | ◆手帳診断書料の助成 手帳取得者について新規申請 のみ助成(上限7,000円) ※平成22年3月をもって廃止 |
| 15 | 清川村 | ◆手帳診断書料金の助成 限度額 8,000 円 | ◆手帳診断書料金の助成 限度額 8,000 円 | ◆手帳診断書料金の助成 限度額 8,000 円 ◆通院交通費の助成 【対象】透析療法のため通院して いる方 【内容】3,000 円のバスカードを 12 枚を限度に交付 |
| 18 | 茅ヶ崎市 | 無 | 無 | ◆自動車改造費の助成 【対象】下肢、体幹の重度障害かつ低所得世帯 【内容】上限 100,000 円 ◆自動車運転免許所得助成 【対象】上肢機能障害 1 級、下肢、体幹、内部障害 4 級以上 【内容】 教習費の 2/3 で上限 100,000 円 ◆身体障害者訪問入浴サービス 【対象】肢体不自由 1. 2 級で在宅介護 【内容】1 回/週 |

| No. | 市町 村名 | 精神保健福祉手帳 | 療育手帳 | 身体障害者手帳 |
|-----|----------|---|--|--|
| 19 | 秦野市 | ◆障害者給食サービス 【対象】1~3級 【内容】秦野市内に居住し、日常 の食生活に困っている在宅障害 者に定期的に食事を配達 | ◆障害者給食サービス 【対象】重度 【内容】秦野市内に居住し、日常 の食生活に困っている在宅障害 者に定期的に食事を配達 | ◆障害者給食サービス 【対象】重度 【内容】秦野市内に居住し、日常 の食生活に困っている在宅障害 者に定期的に食事を配達 |
| 20 | 伊勢原市 | 無 | 無 | ◆自動車改造費助成 ◆自動車運転免許取得費用の補 助 |
| 24 | 南足柄市 | ◆手帳診断書料金の助成 市民税非課税世帯について上 限 4,000 円 | 無 | ◆手帳診断書料金の助成 市民税非課税世帯について上 限 4,000 円 |
| 25 | 中井町 | ◆手帳診断書料金の助成 上限 5,000 円 | 無 | ◆手帳診断書料金の助成 上限 5,000 円 |
| 27 | 松田町 | 無 | 無 | ◆自動車改造費の助成 【対象】手帳保持者 【内容】所得制限有 |
| 29 | 開成町 | 無 | 無 | ◆自動車改造費の助成 【対象】手帳保持者(重度の肢体 不自由者又は体幹・機能障害者) 【内容】所得制限有 ◆身体障害児訪問入浴サービス 【対象】手帳1、2級 【内容】1回/週 ◆紙オムツの助成 【対象】町内に1年以上居住している常時介護が必要な者 ①介護保険の要介護認定区分が要介護4または5 ②身体障害手帳(肢体不自由)が1級または2級 ※ただし施設入所者や病院入院者は対象外 |
| 30 | 小田原市 | ◆免許取得に関する助成 【対象】手帳所持者で免許取得に より社会参加が見込まれる者 【内容】免許取得に直接要した費 用の2/3 (上限額10万円) ◆就職支度金の給付 【対象】1、2級 【内容】就職し、6か月以上雇用 見込みのある者に対して2万円 | ◆免許取得に関する助成 【対象】手帳所持者で免許取得に より社会参加が見込まれる者 【内容】免許取得に直接要した費 用の2/3 (上限額10万円) ◆就職支度金の給付 【対象】手帳所持者 【内容】就職し、6か月以上雇用 見込みのある者に対して2万円 | ◆免許取得に関する助成 【対象】手帳所持者で免許取得に より社会参加が見込まれる者 【内容】免許取得に直接要した費 用の2/3 (上限額10万円) ◆就職支度金の給付 【対象】1~4級 【内容】就職し、6か月以上雇用 見込みのある者に対して2万円 |
| 31 | 箱根町 | 無 | 無 | ◆手帳診断書料金の助成 新規、障がい名追加、等級変更 の申請者について全額助成 |

おわりに

今回、調査の企画と、準備を主に担った本協 会精神保健医療福祉委員会(2008~2009年度) では、障害者手帳制度のあり方に関してさまざ まな角度から議論を積み重ねてきた。主な論点 は以下、1)他の障害者手帳に比べて受けられ るサービスの少ない精神障害者保健福祉手帳制 度によるサービス拡充を求めていくことは必要 であるが、他の障害者手帳制度との整合性を求 めるだけではなく、障害者手帳制度そのものの あり方に関する検討の必要性、2)障害年金や 障害者自立支援法など手帳制度以外の障害福祉 に関する制度との関連も視野に入れた検討の必 要性、3) さらには、障害のある人の生活が支 えられるためには、所得保障や雇用政策、住宅 政策など幅広い社会保障制度の拡充が必要であ り、障害福祉に特化しないことの確認や検討の 必要性、など3点であった。委員会の議論を通 して、精神障害者保健福祉手帳制度を入口に幅 広く考えられる機会がもてた。

障害者手帳制度は、さまざまな支援やサービスを受ける際の入口としては機能するが、障害の概念や判定基準について個別に必要な支援の状況が必ずしも反映されないことや、障害年金制度の判定基準との整合性に関する課題なども多い。手帳制度によるサービスの拡大や交付件数の増加に伴う財源など限界もある。他の福祉制度の拡充も図りつつ、障害者手帳制度の特徴を生かした支援やサービスが受けられるように考えることが重要である。

諸外国では、障害者ゆえに割引をするという

考え方ではなく、障害の有無にかかわらず日常 生活に関するさまざまな環境を整えたうえで、 さらに必要なサービスを個別に受けられる仕組 みがあると聞く。たとえば、ドイツなどでは、 失業状態にある人に対して住居や生活費、職業 訓練が保障されるなどの仕組みがあり、障害の 有無にかかわらず国民の生活を支えているなど である。

このように見たとき、国民生活にとって必要な社会保障制度の拡充のうえに、それぞれの障害に配慮した制度でさらに補うという視点が、今後ますます重要になってくるのではないだろうか。委員会での議論や今回の調査を通して、障害者手帳制度は、障害に特化した制度の一つにしか過ぎないものであるとの位置づけを改めて確認することとなった。

国民の誰もが障害を負う可能性があり、障害を負ったとしても安心して生活できる状況を作っていくことが必要である。障害のある人の生活を支えるだけではなく、誰もがより豊かに生活できるような制度が拡充していくことを願わずにはおれない。今回の調査は、障害者手帳制度の現状を明らかにする目的で実施したが、精神障害者保健福祉手帳制度の拡充を求めるだけでなく、障害者手帳制度そのものや、それ以外の生活支援に関する既存の各種制度もしくは今後必要と思われる制度等について、視野を広げて考えていく際の一つの材料になれば幸いである。

社団法人日本精神保健福祉士協会 精神保健医療福祉委員会 委員長 白石直己

精神保健福祉部 精神保健医療福祉委員会

(2010年3月31日現在)

部 長 小関 清之 (木の実町診療所/山形県支部)

委員長 白石 直己 (やどかりの里援護寮/埼玉県支部)

委 員 池田 千穂 (静岡県中部健康福祉センター/静岡県支部)

委 員 井上 大輔(丹沢病院/神奈川県支部)

委 員 尾上 義和(神奈川県支部)

委 員 菅野 直樹 (福島赤十字病院/福島県支部)

委 員 澤野 文彦 (沼津中央病院/静岡県支部)

委 員 鈴木 篤史 (杉戸町障がい者就労支援センター/埼玉県支部)

委 員 西村 由紀 (メンタルケア協議会/東京都支部)

「障害者手帳に基づく福祉サービスに関するモデル調査」 報告書

2010年3月31日発行

編集●社団法人日本精神保健福祉士協会

精神保健福祉部 精神保健医療福祉委員会

発行●社団法人日本精神保健福祉士協会 〒 160-0015 東京都新宿区大京町 23番地 3 四谷オーキッドビル 7 階 TEL. 03-5366-3152 FAX. 03-5366-2993

●神奈川県精神保健福祉士協会

〒 233-0006 神奈川県横浜市港南区芹が谷 2 丁目 5 番 2 号 神奈川県精神保健福祉センター内 TEL • FAX. 045-821-5354